

第3章

第3章 現状の分析と課題

- 3.1 料金・使用料の状況
- 3.2 施設の状況
- 3.3 経営の状況
- 3.4 経営比較分析表

第3章 現状の分析と課題

3.1 料金・使用料の状況

1) 水道事業

(1) 行政区域内人口・給水人口

日本の人口は、平成20年に減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入しています。本市の現在の人口は、令和2年度末で133,549人となっていますが、今後については、さらなる減少が見込まれています。水道事業は、給水整備区域の拡大が概ね完了しているため、市内人口の減による給水人口の減少が、全体の7割を占める家事用用途の使用水量に大きく反映されるものとなります。

	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
改定前ビジョン計画人口	140,271	139,005	137,739	136,473	135,152	133,831	132,509	131,188	129,867	128,557
対前年度		▲ 1,266	▲ 1,266	▲ 1,266	▲ 1,321	▲ 1,321	▲ 1,322	▲ 1,321	▲ 1,321	▲ 1,310
実績値	138,396	136,851	135,536	133,549						
対前年度	▲ 1,985	▲ 1,545	▲ 1,315	▲ 1,987						
尾道市人口ビジョン(独自推計)		→		132,950		→			126,514	→

図 3.1 行政区域内人口

(2) 使用水量

家事用用途の1日1人あたりの使用水量は、節水機器の普及や節水意識の高まりなどにより、減少傾向にありましたが、コロナ禍における家庭内の需要増に伴い、令和2年度では増加に転じています。今後も1人あたりの使用水量の維持は期待できますが、給水人口減の影響を受け、家事用全体の使用水量は減少する見込みです。

業務用用途については、大口使用者・業務用一般とともに、減少傾向が続いています。今後についても、大口使用者の再生水利用に伴う需要減に伴い、さらなる減少が見込まれます。

	H28	H29	H30	R01	R02
家事用使用水量(m ³)	9,722,576	9,690,290	9,305,699	9,450,230	9,762,983
給水人口(人)	131,116	129,262	127,751	126,592	124,735
1日1人使用水量(%)	203.2	205.4	199.6	204.5	214.4

図 3.2 家事用1日1人あたりの使用水量

(3) 料金体系・料金単価

本市の水道料金は、利用目的に応じて料金単価を設定する用途別料金体系となっています。主な用途には、一般家庭を中心とする家事用と店舗・工場などを中心とする業務用があります。料金は、市民生活重視の考え方により、業務用より家事用を安く設定していま

す。また、それぞれの用途に基本料金を設定し、事業運営に伴う最低限の費用を求め一方で、従量制の採用により、使用水量が少ないほど安い単価で利用できるようになっていきます。

料金単価については、消費税率改定やメーター使用料廃止によるものを除き、平成9年度以降値上げを伴う改定を行っていません。現在の料金単価の平均は、250.2円/㎡となっていますが、県内他市町と比較しても高い水準となっており、今後の料金単価を検討するうえで、特に留意する必要があります。

家 事 用	基本水量	0㎡～7㎡	税抜	930円	業 務 用	基本水量	0㎡～10㎡	税抜	1,990円
	超過 1	8㎡～15㎡	1㎡あたり税抜	200円		超過 1	11㎡～50㎡	1㎡あたり税抜	294円
超過 2	16㎡～25㎡	1㎡あたり税抜	252円	超過 2	51㎡～100㎡	1㎡あたり税抜	350円		
超過 3	26㎡以上	1㎡あたり税抜	306円	超過 3	101㎡以上	1㎡あたり税抜	406円		

	全体	うち家事用	うち業務用	家事用の	10㎡	1,530円
R02 給水収益(千円)	3,359,163	1,981,608	1,358,336	税抜料金	20㎡	3,790円
R02 使用水量(㎡)	13,427,457	9,762,983	3,624,757	業務用の	10㎡	1,990円
R02 料金単価(円/㎡)	250.2	203.0	374.7	税抜料金	20㎡	4,930円

県内市町等	江田島市	三原市	尾道市	東広島市	熊野町	府中市	庄原市	大崎上島町	呉市	安芸高田市
料金単価(円/㎡)	273.6	260.5	250.2	244.2	236.4	234.8	232.5	228.7	215.9	210.1

県内市町等	世羅町	三次市	北広島町	竹原市	廿日市市	全国平均	福山市	広島市	大竹市	海田町
料金単価(円/㎡)	209.1	204.5	187.1	179.7	176.1	168.1	158.5	148.9	130.2	118.5

※尾道市は令和2年度、その他の市町等は令和元年度分

図 3.3 料金体系・料金単価

2) 下水道事業

(1)排水人口

公共下水道は、全体の普及率は低いものの、汚水処理構想に基づき整備区域の拡大を進めているため、排水人口が年々増加しています。今後も人口の減少が見込まれますが、整備区域の拡大を続けるとともに、整備済区域の接続率の向上に努め、排水人口のさらなる増加を図ります。

特環下水道は、整備区域の拡大が概ね完了しているため、人口の減少による排水人口の減少が避けられません。今後の計画策定においても、人口減少の動向を注視する必要があります。

	H29	H30	R01	R02		H29	H30	R01	R02
公共下水道排水人口	13,437	13,767	14,619	15,202	特環下水道排水人口	3,345	3,324	3,281	3,269
対前年度	22	330	852	583	対前年度	▲ 27	▲ 21	▲ 43	▲ 12
区域内普及率(%)	20.5	22.0	23.3	24.4	区域内普及率(%)	53.3	53.6	53.0	53.6

図 3.4 排水人口

(2) 使用料体系・使用料単価

本市の下水道使用料は、利用目的に応じて料金単価を設定する用途別料金体系となっています。

公共下水道の主な用途は一般用で、一般家庭や店舗・工場などが該当します。使用料は、水道料金と同様に基本料金を設定し、事業運営に伴う最低限の費用を求める一方で、従量制の採用により、排水量が少ないほど安い単価で利用できるようになっています。

一方、特環下水道は、使用料の算定対象を使用人数とするものと排水量とするものの2種類に分かれます。一般家庭については、排水量に関わらず世帯の人数に応じて使用料が算定されます。病院や工場については、排水量に応じて使用料が算定されます。

使用料単価については、公共下水道・特環下水道ともに、消費税率改定によるものを除き、供用開始以降値上げを伴う改定を行っていません。市内にある各汚水処理の使用料を現在の単価と比較した場合、公共下水道が大幅に低いことが見受けられます。また、県内他市町と比較しても低い水準となっています。このため、使用料単価の見直しを検討し、汚水処理事業の利用者負担の平準化を図る必要があります。

公共下水道 一般用 [排水量算定]	基本水量	0㎡～10㎡	税抜	1,000円	特環下水道	基本料金	1世帯につき	税抜	2,500円
	超過 1	11㎡～20㎡	1㎡あたり税抜	140円	[一般家庭:使用人数]	世帯員割	1人あたり	税抜	500円
	超過 2	21㎡～30㎡	1㎡あたり税抜	160円	特環下水道	基本水量	30㎡まで	税抜	4,500円
	超過 3	31㎡～40㎡	1㎡あたり税抜	180円	[病院・工場等:排水量]	世帯員割	31㎡以上	1㎡あたり税抜	150円
	超過 4	41㎡以上	1㎡あたり税抜	200円					

	公共下水道	特環下水道:使用人数	特環下水道:排水量		公共下水道	10㎡	1,000円
R02 下水道使用料(千円)	285,251	55,754	17,789		税抜使用料	20㎡	2,400円
R02 排水量(㎡)	1,926,036	(推定) 304,787	112,294		特環下水道	1人	3,000円
R02 使用料単価(円/㎡)	148.1	182.9	158.4		税抜使用料	3人	4,000円

	公共下水道	特環下水道:使用人数	農業集落排水	漁業集落排水	合併浄化槽
市内汚水処理区分別	2,400円	4,000円	4,287円	4,500円	4,924円
維持費比較表(税抜)	排水量20㎡/月	世帯人数3人/月	世帯人数3人/月	世帯人数3人/月	5人槽の推定維持費/月

公共下水道	県内市町等	北広島町	世羅町	安芸高田市	庄原市	江田島市	呉市	東広島市	坂町	福山市	竹原市
	使用料単価(円/㎡)	217.6	213.6	213.3	206.8	199.7	196.8	196.7	191.1	168.0	167.7
特環下水道	県内市町等	広島市	三次市	海田町	廿日市市	三原市	府中市	熊野町	尾道市	府中町	大竹市
	使用料単価(円/㎡)	166.3	164.5	162.6	161.9	160.6	157.2	151.7	148.1	133.1	100.1
特環下水道	県内市町等	大崎上島町	安芸太田町	呉市	三次市	北広島町	世羅町	庄原市	安芸高田市	尾道市(人数)	東広島市
	使用料単価(円/㎡)	282.3	262.5	233.9	230.1	204.8	204.5	196.9	194.0	182.9	182.2
特環下水道	県内市町等	江田島市	府中市	広島市	廿日市市	竹原市	尾道市(水量)	三原市			
	使用料単価(円/㎡)	178.6	172.5	167.0	162.4	160.5	158.4	151.9			

※尾道市は令和2年度、その他の市町は令和元年度分

図 3.5 使用料体系・使用料単価

3.2 施設の状況

1) 水道事業

(1) 施設の概況

本市水道事業の施設概要及び施設系統図等は図 3.6～図 3.7 のとおりです。

大正 14 年の本市水道事業創設時に建設された貯水池堰堤・導水管・浄水施設及び配水池施設の多くが、90 年を経過した今日も現役で稼働しています。これらの構造物は、美観的にも優れていることから、国の登録有形文化財に選定されており、後世に引き継ぐべき水道の財産といえます。

一方、災害発生により広島県沼田川水道用水供給事業（以下「沼田川水道用水供給事業」という。）からの受水停止が長期に渡る際には、唯一の水源となることから、今後とも適切な運転監視及び維持管理を継続していく必要があります。

また、給水区域拡張事業や市町の合併により、管理する施設数も増えています。市内全域に渡り起伏の多い地形条件のもと、適正水圧で配水するための配水池やポンプ場を多数保有しており、適切な管理が必要です。

令和 2 年度末時点では、71 箇所の配水池・調整池、59 箇所のポンプ場を保有し、導送配水管延長は 1,147km となっています。

水源に恵まれていない本市では、令和 2 年度実績で約 95% の水道用水を沼田川水道用水供給事業から購入し配水しており、沼田川水道用水供給事業の水道施設と密接に関連しています。沼田川水道用水供給事業区域図は図 3.8 のとおりです。

(2) 安全な水の安定供給

本市の水道事業創設以来貴重な自己水源として稼働している施設を有効活用することにより、安定供給を図るとともに受水費の抑制に努める必要があります。



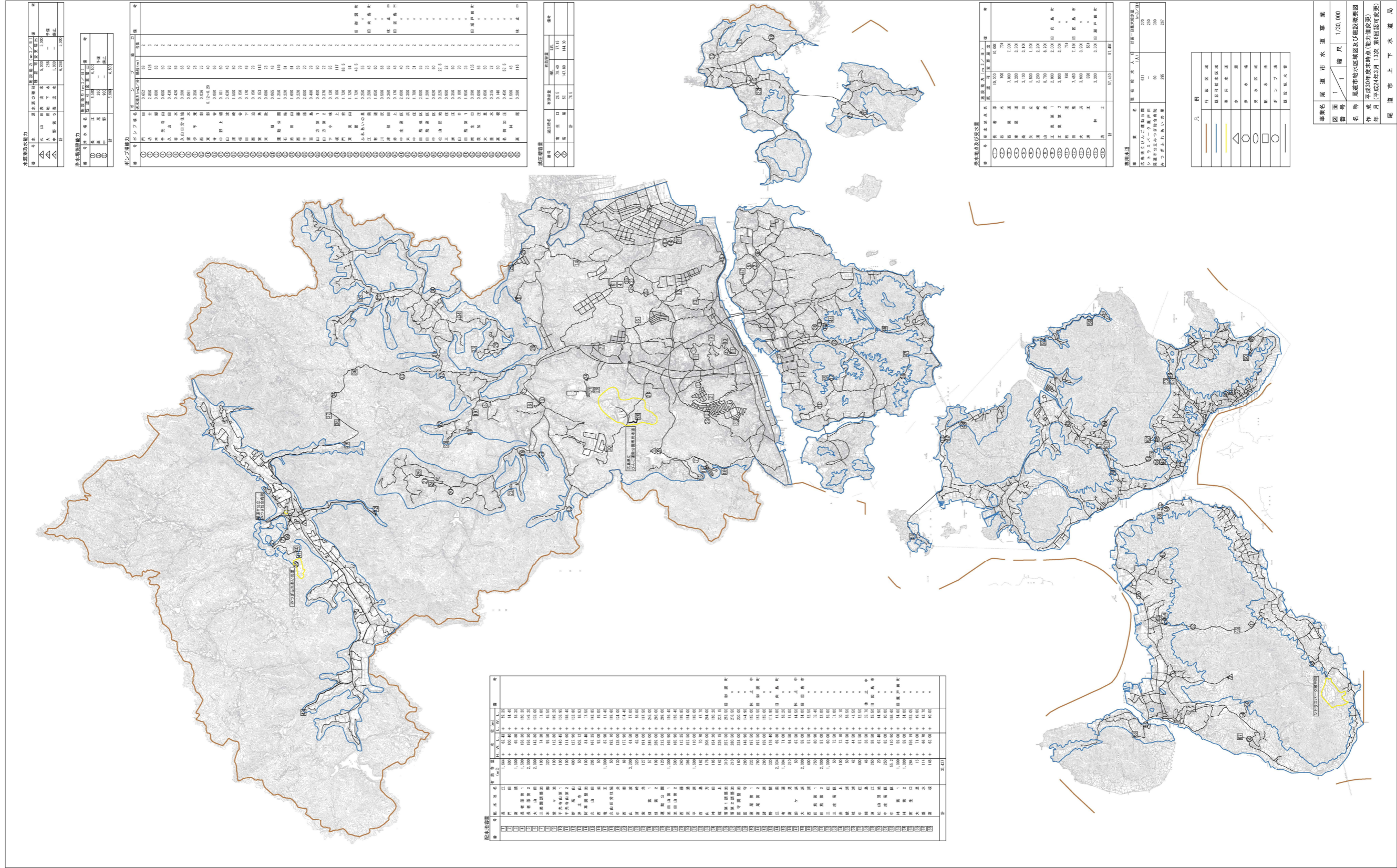


図 3.6 水道施設の概要

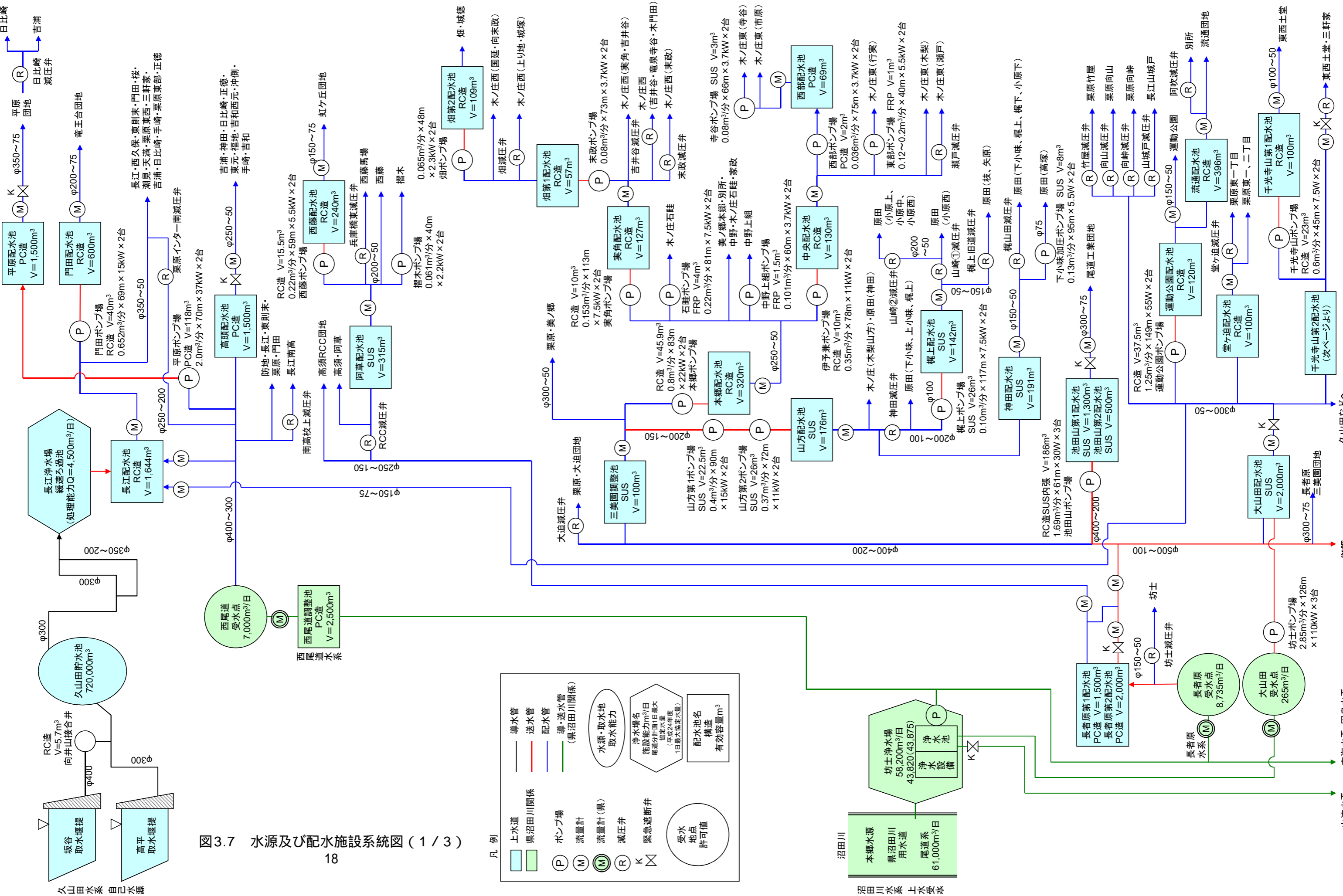


図 3.7 水源及び配水施設系統図 (1 / 3)

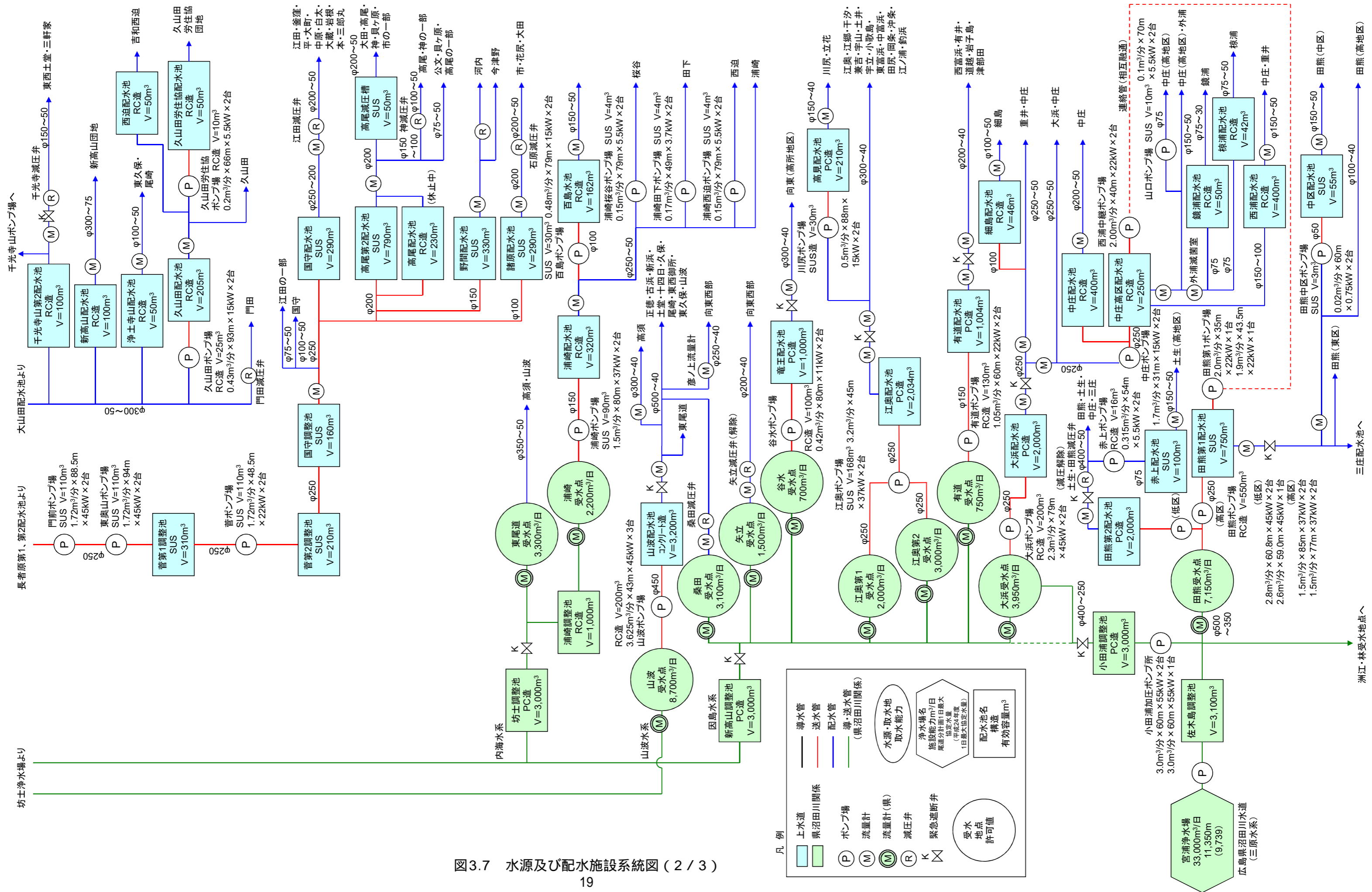


図3.7 水源及び配水施設系統図(2/3)

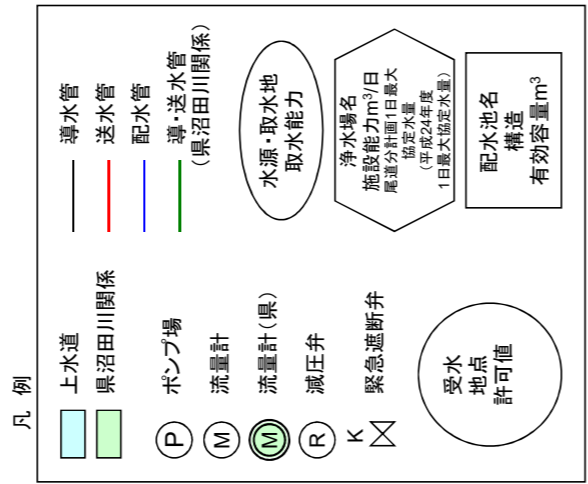
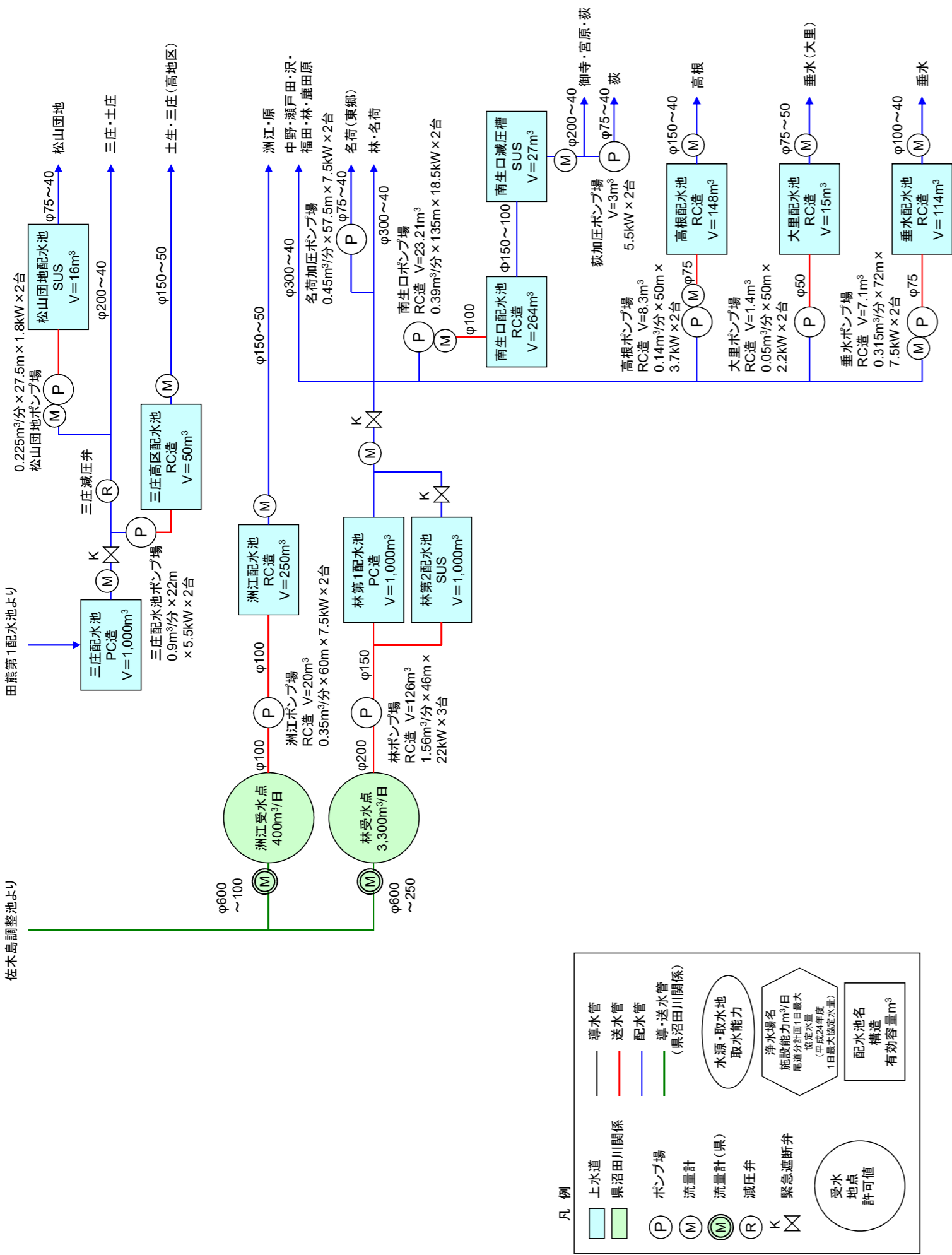


図3.7 水源及び配水施設系統図(3/3)

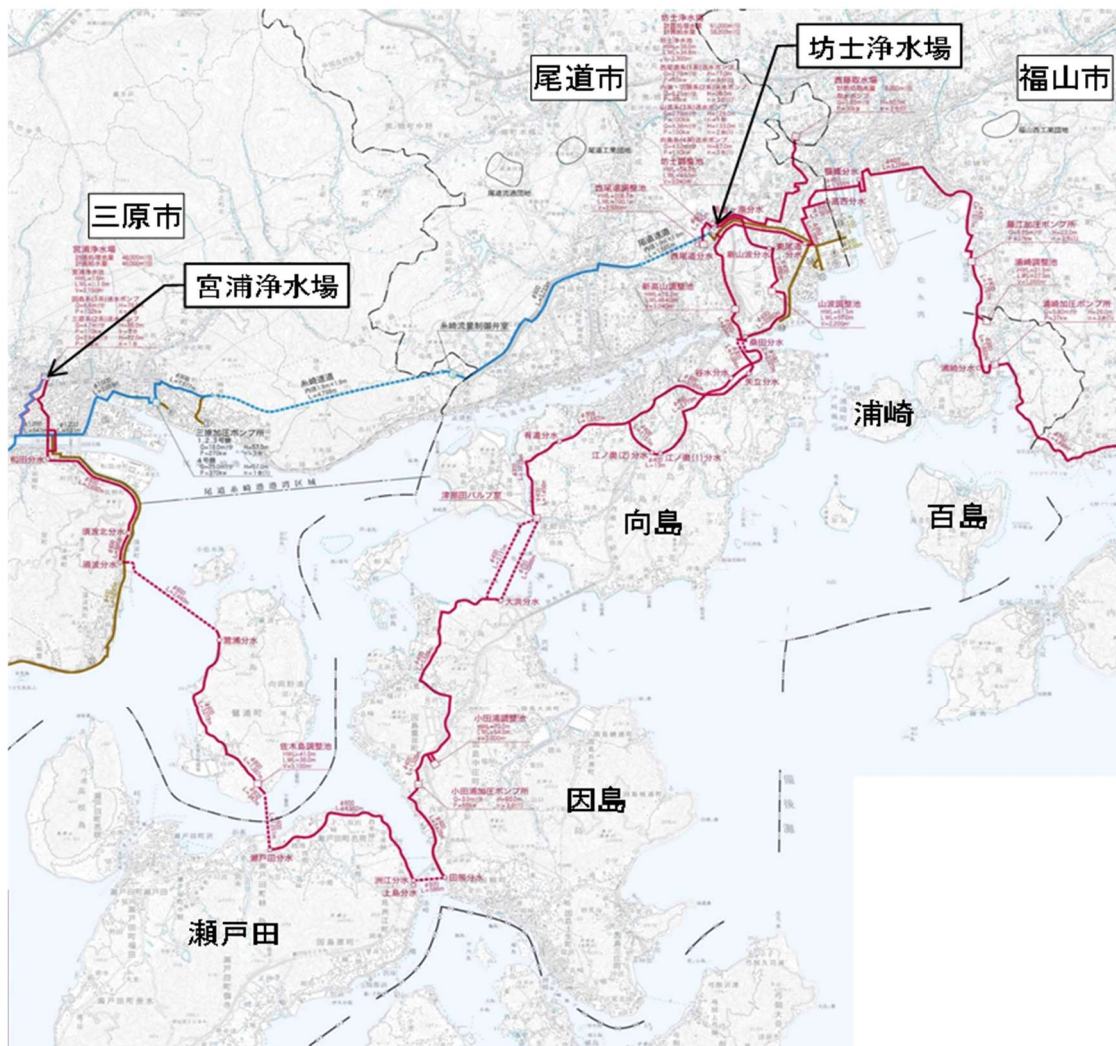


図 3.8 沼田川水道用水供給事業区域図

(3) 取水導水施設

本市の自己水源は、久山田貯水池、大田水源の2水源がありますが、平成21年3月31日に大田水源を休止しています。

久山田貯水池は、三原市北部の坂谷、高平からも取水しています。同貯水池を水源とする長江水系は、本市の使用水量の約5%を賄っています。

本市の計画取水量を表3.1に示します。水源に恵まれていない本市は、大部分を沼田川水道用水供給事業から受水しています。

区 分	水源名	種 別	浄水場名	計画取水量 【認可数値】 (m ³ /日)
県水受水	長者原分水点		-	10,000
	谷水分水点		-	700
	西尾道受水点		-	7,000
	東尾道受水点		-	3,300
	桑田受水点		-	3,100
	矢立受水点		-	1,500
	浦崎受水点		-	2,200
	山波受水点		-	8,700
	江奥第1受水点		-	2,000
	江奥第2受水点		-	3,000
	有道受水点		-	750
	大浜(因島)受水点		-	3,900
	洲江(因島)受水点		-	550
	田熊(因島)受水点		-	7,450
	林(瀬戸田)受水点		-	3,300
	小計			57,450
	内訳	(尾道地区)		36,500
		(向島地区)		5,750
	(因島瀬戸田地区)		15,200	
自己水源	久山田貯水池	ダム水(尾道地区)	長江浄水場	5,000
	大田取水井	地下水(旧御調中央簡水)	高尾浄水場	休止
	小計			5,000
	計			62,450

表 3.1 計画取水量



- 県水受水(尾道地区)
- 県水受水(向島地区)
- 県水受水(因島瀬戸田地区)
- 自己水源(久山田貯水池)

図 3.9 計画取水量の割合

なお、年間配水量の推移は図 3.10 のとおりです。

平成 16・17 年度の向島町、御調町、因島市、瀬戸田町との合併により増加しましたが、その後は人口減少等に伴い、減少傾向が続いています。令和 2 年度末時点では、年間約 1,422 万 m³ であり、水源別割合では、沼田川水道用水供給事業からの受水が約 95%、自己水源が約 5%と、沼田川水道用水供給事業からの受水が大半を占めています。

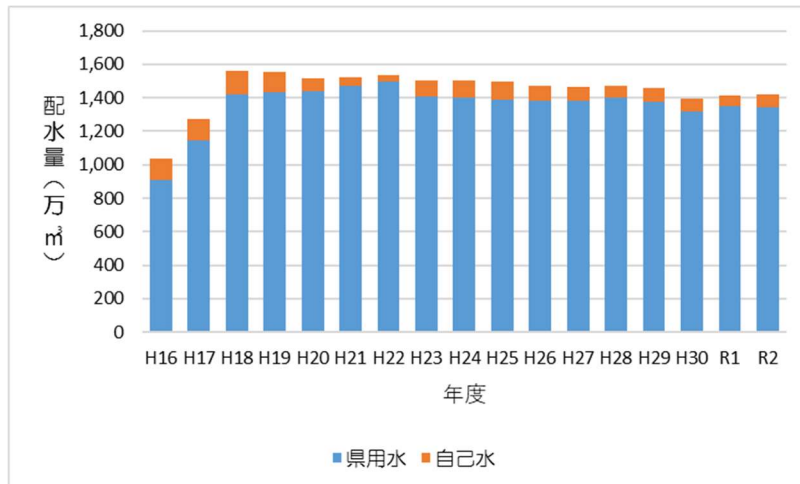


図 3.10 水源別年間配水量の推移



棕梨ダム（沼田川水道用水供給事業）



福富ダム（沼田川水道用水供給事業）



坊土浄水場（沼田川水道用水供給事業）

(4) 浄水施設

本市の浄水施設は、自己水源である久山田貯水池から導水管を経て長江浄水場で緩速ろ過処理を行い、長江配水池で塩素滅菌し貯水しています。取水から貯水までの間は、自然流下方式となっており、動力を使用しない省エネ施設です。なお、長江配水池からも自然流下で配水しています（図 3.11）。

また、沼田川水道用水供給事業から各受水点で浄水を受水しています。

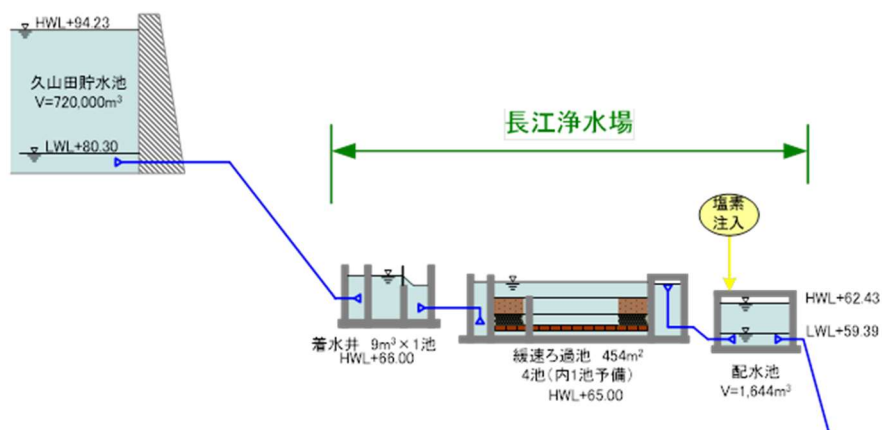


図 3.11 久山田貯水池水系の施設フロー図



久山田貯水池



長江浄水場

(5) 送配水施設

長江浄水場で浄水処理した浄水及び沼田川水道用水供給事業から購入した浄水を配水池まで送水し、各配水池から自然流下で配水しています。

本市はほとんどの地域が狭隘な平地と急峻な山の入り組んだ地形であることから、管路延長も長くなります。そのため、浄水場から離れた島嶼部や御調地域等は遠距離送水となります。

また、標高の高い地域には、複数のポンプ場・配水池を経て送水し、自然流下方式で配水する多段加圧送水形式を採用しています。

こうした地形上の制約のもと、引き続き、施設更新コストの縮減を図るとともに、適正水圧・水質が保持できる計画的な配水管網の整備や、各施設の長寿命化を見据えた設備台帳などを有効に活用し多角的に分析することも必要となっています。

(6) 施設の見直し

① 施設利用率・施設最大稼働率

施設利用率と最大稼働率は、類似団体の平均よりやや高い水準となっています。利用率の低い原因が、負荷率ではなく施設最大稼働率が低い場合は、一部の施設が遊休状況にあるとみられます。しかし、施設最大稼働率が100%に近い場合は、事故や維持管理における施設停止に対応した安定給水が困難となります。本市の負荷率は類似団体と同程度であり、施設利用率と施設最大稼働率のいずれも類似団体を少し上回っています。今後の水需要減少下で現状程度の施設利用率を維持するためには、更新時に需要予測を考慮した規模とする必要があります。

$$\text{施設利用率 (\%)} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$$

施設利用率は、配水能力に対する配水量の割合を示すもので、施設の利用状況を総合的に判断する上で重要な指標です。施設利用率はあくまでも平均利用率であるので、水道事業のように季節によって需要変動のある事業については、最大稼働率、負荷率と併せて施設規模を検討することが必要です。

$$\text{施設稼働率 (\%)} = \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

$$\text{負荷率 (\%)} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$$

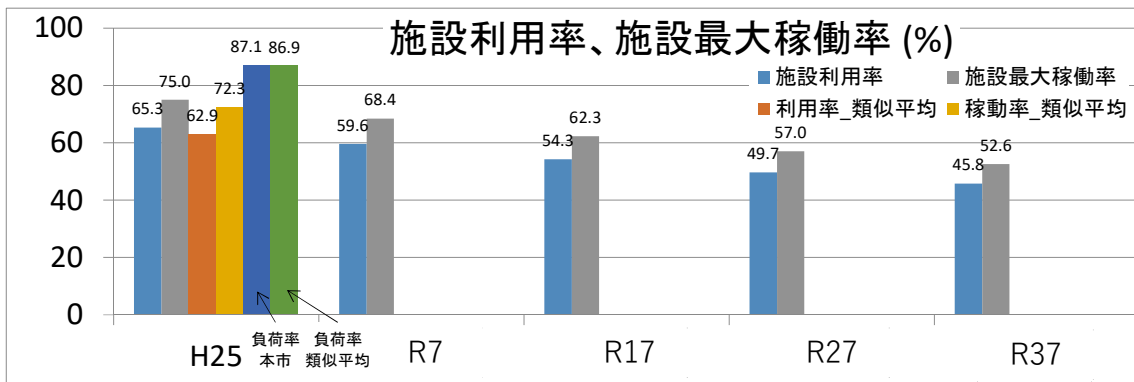


図 3.12 施設利用率・施設最大稼働率

②配水系統整備基本計画

□施設の建設年代と耐震性

施設の建設年代と耐震性は図 3.13 のとおりです。左側は建設年代です。建設年代は区域の拡張に応じて分布しており、一部では法定耐用年数を過ぎた施設も見られます。右側は耐震性の分布です。耐震診断により耐震性がないことを確認した施設については、建設年代や稼働予測をもとに管路更新計画との整合を図りつつ、統廃合も視野に入れた施設規模適正化事業及び耐震補強事業について、配水系統整備基本計画を策定しました。

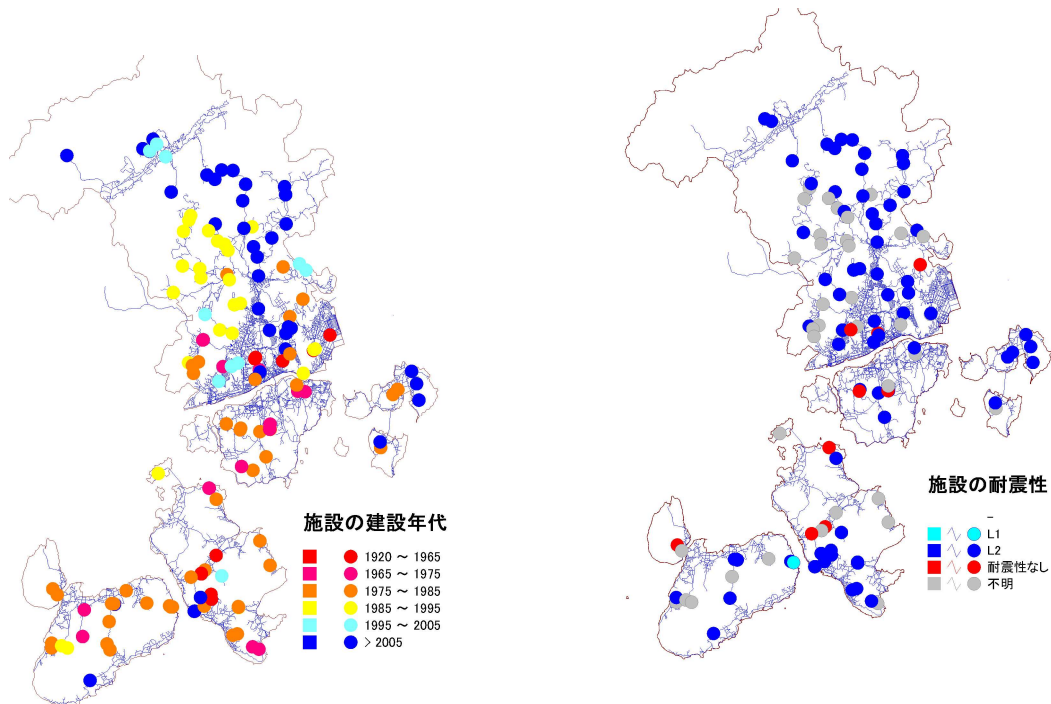


図 3.13 施設の建設年代と耐震性

□配水系統整備基本計画の概要

送配水施設を将来にわたって適切に管理運用するためには、今後の水需要減少や各施設の給水区域の変更及び調整を考慮した上で、合理的な施設更新及び耐震化を進める必要があります。市町村合併前に整備された施設には必ずしも効率的な配水区域や規模になっていないものもあります。

そこで、老朽化が進行し、耐震性を有さず、維持管理も困難な施設を抽出して統廃合方法を検討し、具体的な水理計算に基づいて施設を休止もしくは廃止することとしました。非常時の安定給水も考慮した配水池容量確保のための増強や、老朽化した施設の耐震化や信頼性を高める施設更新を図ります。

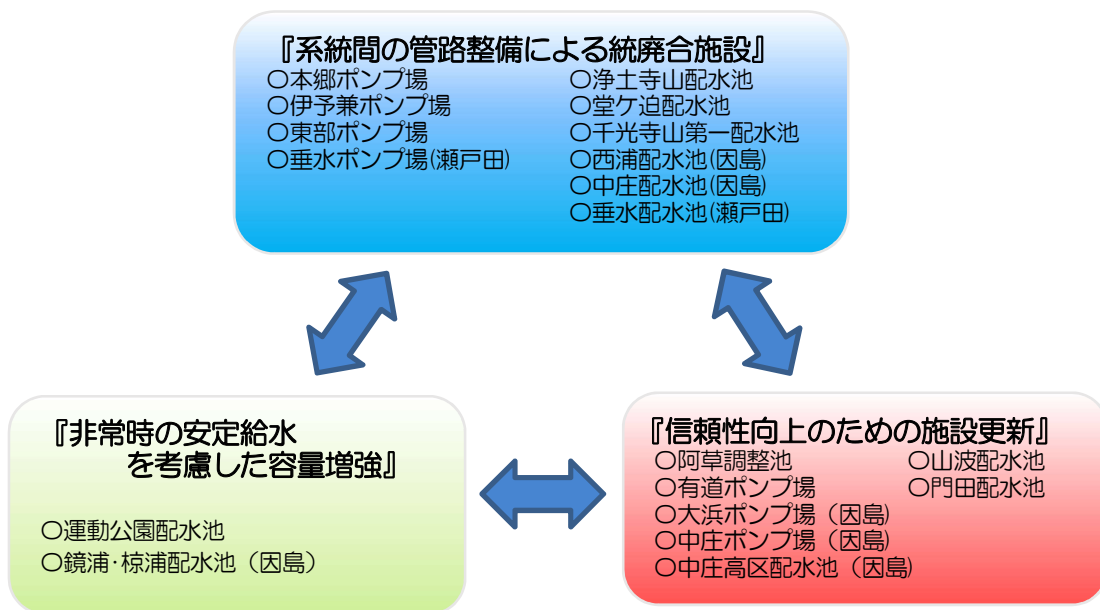


図 3.14 配水系統整備基本計画の概要

(7) 管路の評価

① 布設年度別延長

管路の布設年度別延長分布を整理した結果によると、高度経済成長期（昭和 40～50 年代）に整備された管路が特に多いことがわかりました。

そこで、本市では平成 27 年にアセットマネジメントに基づく管路更新計画を策定しました。アセットマネジメントとは、技術・財政の両面からしっかり検討された中長期の更新計画を策定し、その計画に基づいて更新を実行していくという実践活動です。この管路更新計画では、更新需要の平準化と適正事業量を検討し、管路の定量的評価に基づく更新対象管路の抽出と優先順位の選定を行いました。

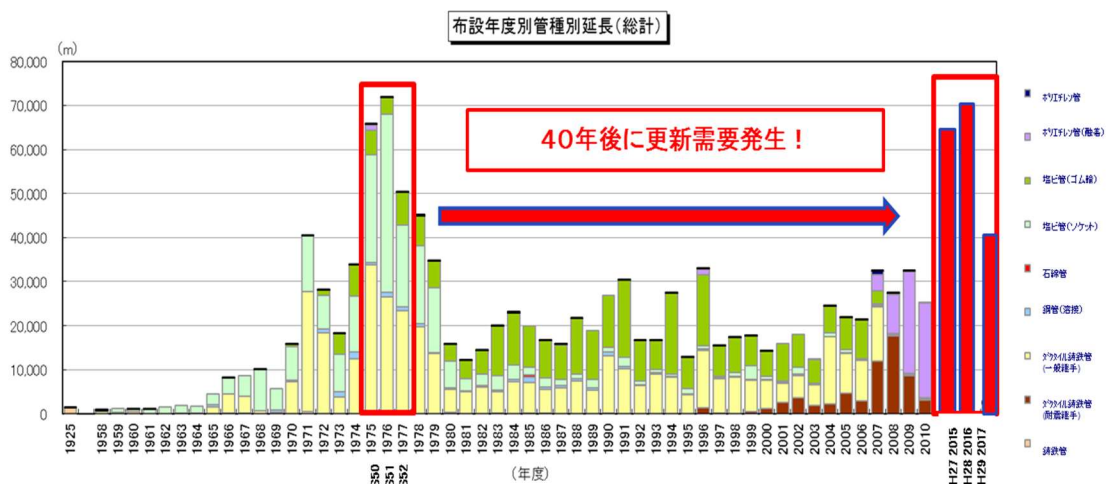


図 3.15 布設年度別管路延長（「アセットマネジメントに基づく管路更新計画」より）

②健全度の推移

以下に管路の健全度を示します。

更新事業を全く行わない場合は老朽化管路が増加の一途をたどります。一方、更新基準に基づく更新を実施した場合、一時的に経年化管路が増加しますが、その後減少に転じ、多くの管路は健全管路として維持できることを確認しました。

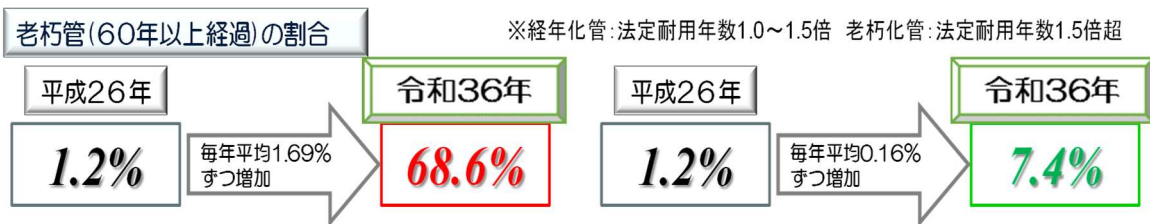
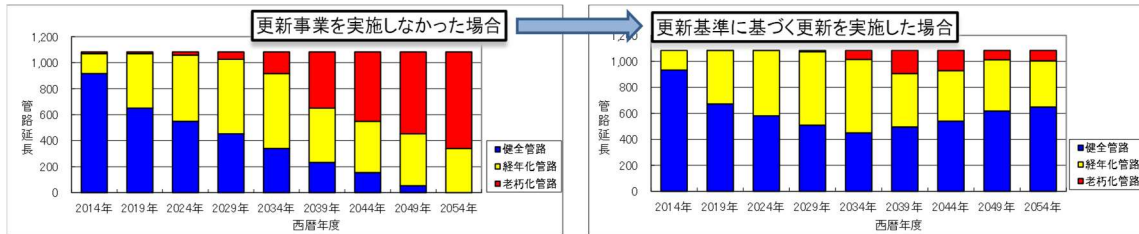


図 3.16 管路の健全度（「アセットマネジメントに基づく管路更新計画」より）

2) 下水道事業

(1) 施設の概況

本市下水道事業の施設概要及び区域図は表 3.2 及び図 3.17 のとおりです。

公共下水道事業は供用開始から 32 年、特定環境保全公共下水道事業は供用開始から 27 年が経過しています。現時点では、管渠はまだ更新期に達していないものの、処理場、ポンプ場は既に施設更新期に入っています。今後は、ストックマネジメント計画に基づく計画的な修繕や更新等を行なうことが必要です。

なお、平成 30 年 3 月に改訂した「尾道市汚水処理構想」（計画期間：平成 30 年度～令和 18 年度）では、公共下水道事業の全体区域を 1,881.4ha から 524.0ha に見直し、令和 18 年度までに整備を完了することを目標にしています。公共下水道事業は、現在も区域拡張の段階にあり、早期概成が求められています。

処理場

事業区分	名称（処理区）	処理方法	処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	計画処理人口 (人)	供用開始
公共	尾道市浄化センター（尾道処理区）	標準活性汚泥法	9,750	22,000	平成元.4
特環	尾道市御調町中央浄化センター （市処理区）	オキシデーショ ンディッチ法	1,380	2,700	平成 6.3
	尾道市御調町東部浄化センター （上川辺処理区）	オキシデーショ ンディッチ法	420	1,200	平成 13.3.

ポンプ場（汚水）

事業区分	名 称	所在地	能 力	供用開始
公 共	久保ポンプ場	久保二丁目	3.55 m ³ /分	平成 5
	マンホールポンプ 5 箇所	山波町ほか		平成 13～
特 環	市処理区 マンホールポンプ 15 箇所	御調町市ほか		平成 5～
	上川辺処理区 マンホールポンプ 11 箇所	御調町大蔵ほか		平成 12～

ポンプ場（雨水）

事業区分	名 称	所在地	能 力	供用開始
公 共	久保ポンプ場	久保二丁目	135 m ³ /分	平成 4
	西新涯雨水ポンプ場	高須町	618 m ³ /分	平成 10
	今免新涯ポンプ場	山波町	363.2 m ³ /分	平成 23 昭和 46
	栗原ポンプ場	天満町	59.22 m ³ /分	昭和 55
	古浜ポンプ場	古浜町	124 m ³ /分	平成 2
	高西東新涯ポンプ場	福山市高西町	840 m ³ /分	令和 3

表 3.2 下水道施設の概要

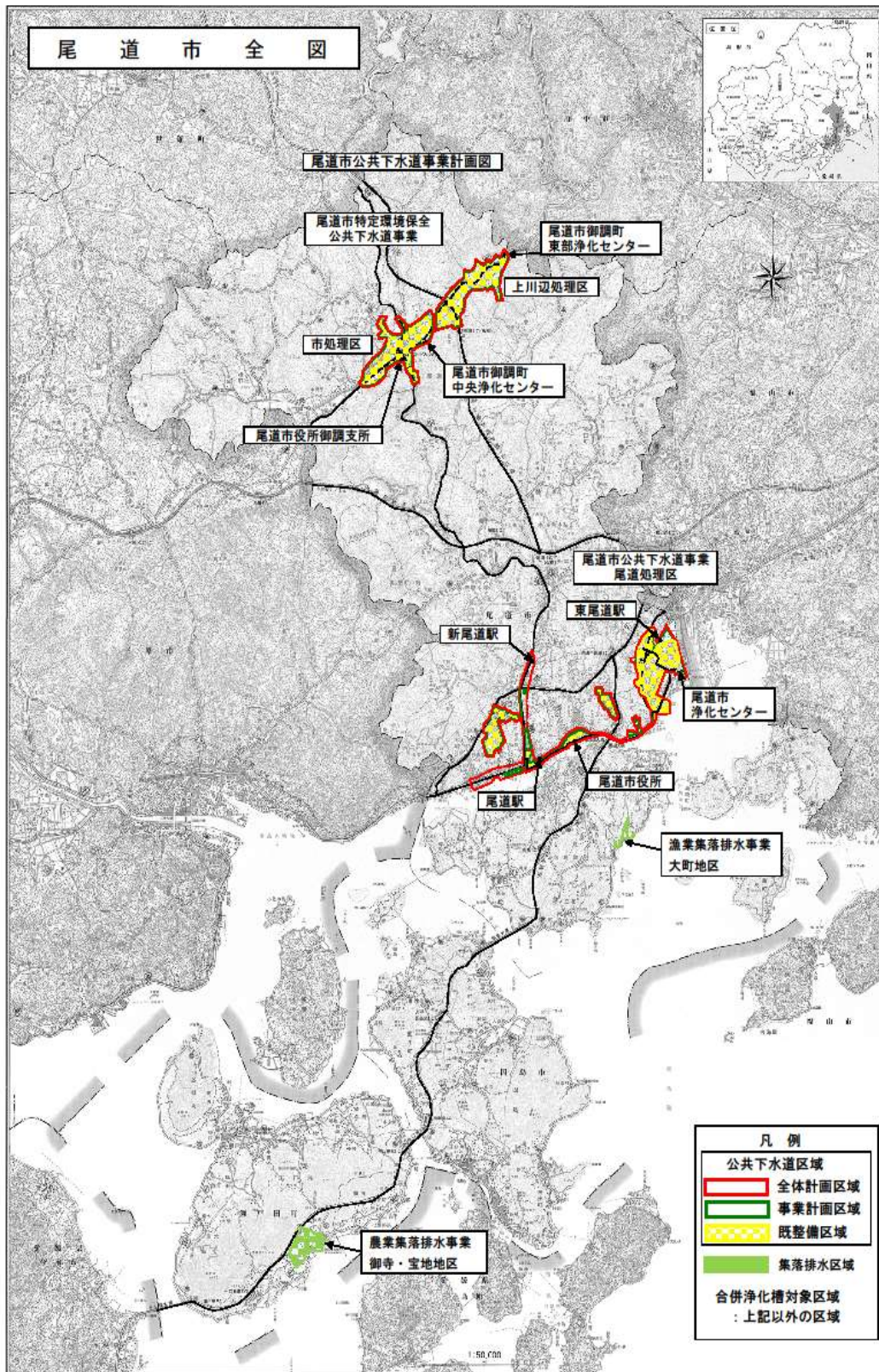


図 3.17 下水道区域図

(2) 終末処理施設

本市の終末処理場は、尾道市浄化センター、御調町中央浄化センター及び御調町東部浄化センターの3施設があります。

尾道市浄化センターは公共下水道事業の処理場で、尾道処理区で排出された汚水を生物化学的処理し、松永湾に放流しています。

御調町中央浄化センターは特定環境保全公共下水道事業の処理場で、市処理区で排出された汚水を生物化学的処理し、御調川に放流しています。

御調町東部浄化センターは特定環境保全公共下水道事業の処理場で、上川辺処理区で排出された汚水を生物化学的処理し、御調川に放流しています。

いずれの施設も、平成29年1月から下水道汚泥を広島県芦田川流域下水道芦田川浄化センターの下水汚泥固形燃料化施設へ搬出しています。



尾道市浄化センター



御調町中央浄化センター



御調町東部浄化センター

(3) ポンプ施設

ポンプ場には、処理区域内で排出された汚水を終末処理場へ送水するためのポンプ場（汚水ポンプ場）と大雨による浸水を防止するため雨水を河川や海域に排出するポンプ場（雨水ポンプ場）があります。

汚水ポンプ場は、公共下水道事業に久保ポンプ場など 2 施設があります。また、マンホールポンプが公共下水道事業に 5 箇所、特定環境保全公共下水道事業に 26 箇所あります。

雨水ポンプ場は、公共下水道事業に西新涯雨水ポンプ場など 6 施設があります。最も新しい施設としては、低地であり浸水被害の発生しやすい高須町東新涯地区の浸水対策として高西東新涯ポンプ場を建設し、令和 3 年度に供用開始しました。雨水ポンプ場には老朽化している施設が多く、優先度を勘案しながら、計画的な更新を行うことが必要です。

(4) 施設の見通し

① 施設利用率・施設最大稼働率

施設利用率は公共下水道事業が類似団体と同程度、特定環境保全公共下水道事業が類似団体よりやや高くなっており、共に 50%強となっています。施設最大稼働率は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業ともに 60%強となっています。

公共下水道事業は今後も当面区域拡張を進めるため、これらの数値は上昇するものと見込まれますが、特定環境保全公共下水道事業は既に概成しているため、大きな変動はないものと予想されます。汚水処理場の更新時には処理水量の予測を考慮し、施設規模を検討することが必要です。

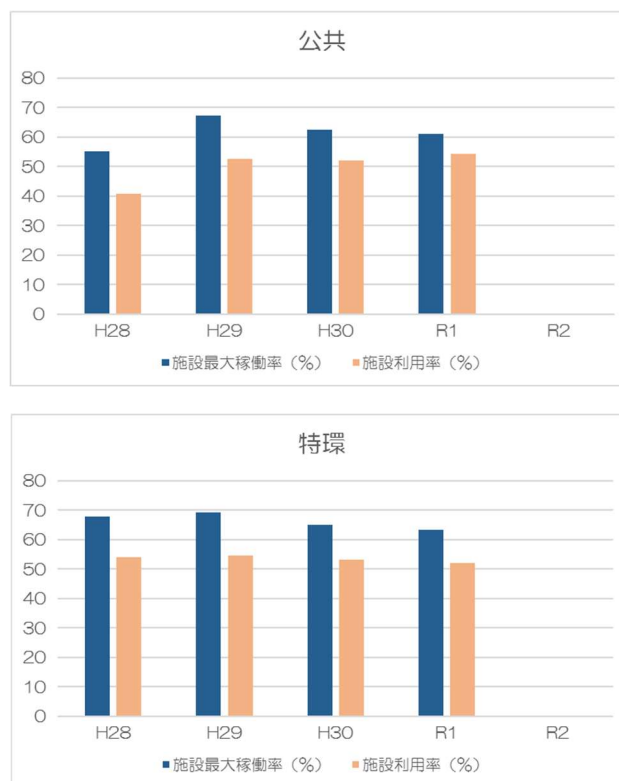


図 3.18 施設利用率・施設最大稼働率

②ストックマネジメント計画

下水道事業のストックマネジメントとは、持続可能な事業の実現を目的に、明確なサービス水準を定め、下水道施設（ストック）全体を対象に、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の状況を考慮し、施設の重要度や影響度による優先順位付けを行い、施設の点検・調査、診断、修繕・改築を計画的かつ効率的に実施し、下水道施設を対象とした施設管理を最適化するものです。

本市の下水道施設は、平成元年に供用開始してから30年以上経過し老朽化が進んでおり、今後も良質なサービスを持続的に提供するためにストックマネジメントによる施設の適切な維持管理を行っていきます。

(5) 管路の評価

① 布設年度別延長

下水道事業は比較的歴史が新しいため、管路は現在のところ法定耐用年数（50年）に達していません。公共下水道事業は令和21年、特定環境保全公共下水道事業は令和26年に供用開始から50年を迎え、更新需要が発生してきます。

本市では、令和3年度に策定する管路施設ストックマネジメント実施計画（修繕・改築計画）に基づき更新を行うこととしています。

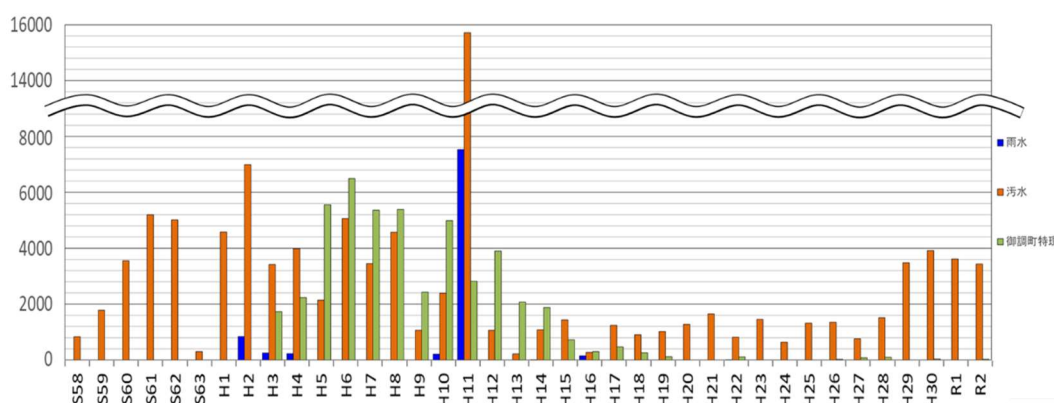


図 3.19 布設年度別管路延長

② 健全度の推移

管路の健全度は、令和3年度に策定するストックマネジメント実施計画の中で検討を行うこととしています。ストックマネジメント実施計画においては、優先度の高い路線から改築更新を実施し、事業費の平準化を図ります。

なお、公共下水道・特定環境保全公共下水道の事業計画においては、法定耐用年数の1.5倍（75年）を目標耐用年数とし、改築を行うよう想定しています。

3.3 経営の状況

1) 組織体制

令和3年度の組織体制は、図 3.20 のとおりです。水道技術管理者は水道工務課長が務め、庶務課、水道工務課、浄水課、下水道課の4課で運営しています。上下水道の組織統合により上下水道部門を通じた人事ローテーションが可能となり、人材育成面での組織力強化が期待されるとともに、災害時には上下水道部門が一つの指揮命令系統で対応にあたることで、災害に強いライフラインを目指すことが可能になりました。また、上下水道の共通事務を集約することにより、組織の効率化を行いました。

人口減少に伴う料金・使用料収入の減少など、上下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、より一層事業基盤の強化を図っていく必要があります。水道部門、下水道部門ともに、これまで業務の外部委託などを推進しながら職員数を削減してきていますが（図 3.21）、人員の減少が過ぎると、今後予想される更新需要の増大による事務量の増加や災害時の対応に課題が生じるおそれがあります。

また、職員の年齢構成（図 3.22）を見ると、50歳以上の高年齢層が平成18年度では全体の55%を占めていましたが、いわゆる団塊の世代の大量退職により平成26年度では36%に低下し、令和2年度は35%となっています。一方、20代の職員は、令和2年度で11%であり、全体として若年層の割合が低い状態にあります。職員の技術継承を考えると、将来の上下水道事業の担い手である若年層を補充し、育成していくことが望まれます。

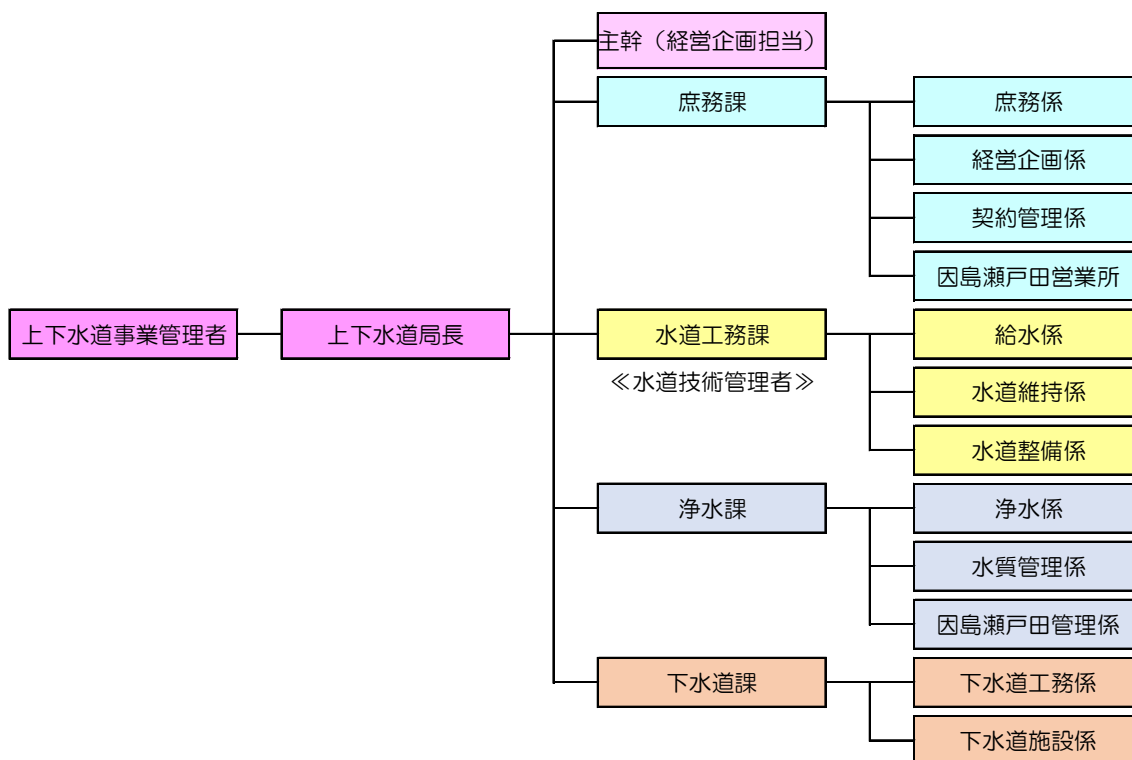


図 3.20 上下水道局組織図（令和3年度）

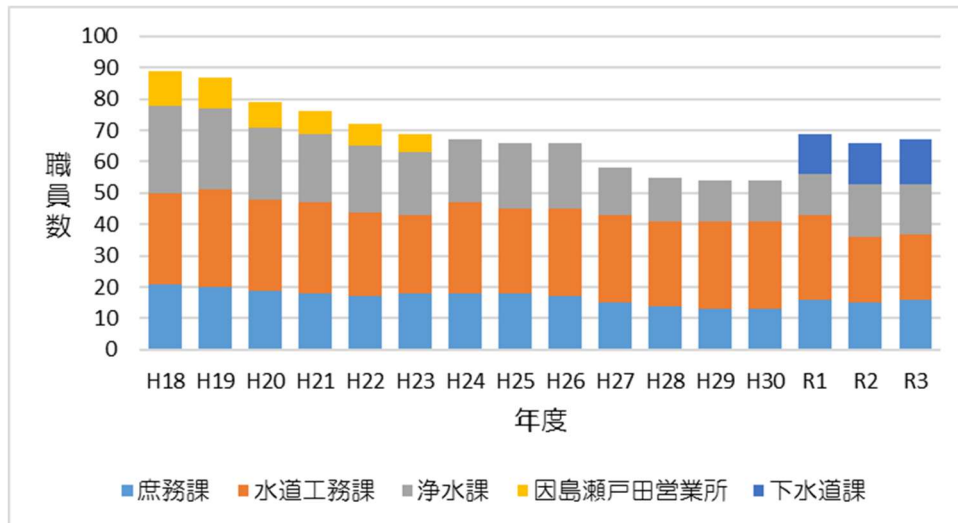


図 3.21 職員数の推移

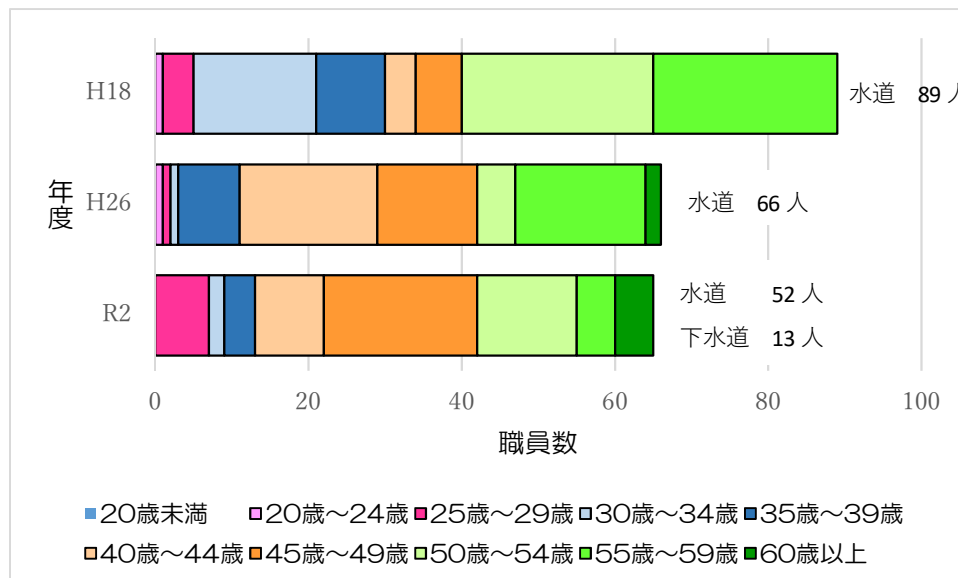


図 3.22 職員の年齢構成

2) 経営分析指標の現在の状況

改定前の「尾道市水道事業ビジョン」で設定している経営分析における数値目標に対する現在の状況を確認しました。

経営成績と財政状態に関する項目では、令和2年度時点において、15項目中3項目については、改定前の令和2年度の計画値をわずかに下回っていますが、残りの12項目で計画値を上回るものとなっています。特に財務状況や生産性の区分において、良好な状態となっています。

また、経営効率化に関する項目では、令和2年度時点において、10項目中2項目については、改定前の令和2年度の計画値をわずかに下回っていますが、残りの8項目で計画値を上回るものとなっています。特に経常収支比率などの安定性の区分において、良好な状態となっています。

表 3.3 経営分析指標「経営成績と財政状態」(水道事業)

区分	項目	単位	優位向	区分	H29	H30	R01	R02	現在評価	R08目標	類似平均 (R01)	全国平均 (R01)	説明
収益性	(1) 経常収支比率	%	↗	計画値	111.4	108.1	106.5	105.9	○	103.0	108.2	111.7	特別損益を除いた経常的な収支の関係を見る指標で、100%未満であれば経常損失が生じていることを意味し、100%以上であることが望まれます。
				実績値	111.4	108.1	107.4	110.0					
収益性	(2) 総資本利益率	%	↗	計画値	1.1	1.0	1.0	0.9	○	0.4	1.1	1.4	資産を有効活用して利益に結びついているかの指標です。企業の収益性を判断するもので、高いほど企業業績が良好であることを示します。
				実績値	1.4	1.0	1.0	1.2					
料金	(3) 供給単価	円	↘	計画値	251.00	251.00	251.00	251.00	○	251.00	212.34	176.52	1m ³ の水を供給したときの平均収入額です。低額である方が水道サービス(水道料金)の観点からは望ましいと考えられています。
				実績値	251.87	245.85	249.83	250.17					
料金	(4) 給水原価	円	↘	計画値	235.63	238.68	238.90	241.02	○	250.95	213.94	167.92	1m ³ の水を製造するのにかかる費用です。安価である方が望ましいと考えられます。
				実績値	229.80	233.01	237.95	231.54					
料金	(5) 料金回収率	%	↗	計画値	106.5	105.2	105.1	104.1	○	100.0	99.3	105.1	供給単価を給水原価で除したもので、100%を下回っている場合は、給水にかかる費用が水道料金のみで賄われていないことを示します。
				実績値	109.6	105.5	105.0	108.0					
資産	(6) 減価償却率	%	↘	計画値	3.9	4.1	4.0	4.0	○	4.0	4.3	4.1	減価償却資産のうち本年度償却額の占める割合です。施設投資、設備投資等のバランスが妥当かどうかを判断する指標です。
				実績値	3.9	4.0	3.9	3.9					
資産	(7) 企業債償還元金対減価償却比率	%	↘	計画値	42.3	42.4	42.4	42.4	△	36.7	65.0	53.0	投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標です。一般的に100%以下であると、投資が健全であり財務的に安全と考えられます。
				実績値	42.7	44.2	42.3	43.7					
状態	(8) 有収水量1m ³ 当たり有形固定資産	円/m ³	↘	計画値	1,796	1,813	1,826	1,855	○	1,970	1,472	1,340	有収水量1m ³ 当たりの固定資産の割合を示し、施設整備にかかる投資額が妥当かどうかを判断する指標です。
				実績値	1,757	1,842	1,841	1,853					
状態	(9) 有収水量1m ³ 当たり企業債残高	円/m ³	↘	計画値	357	351	346	342	△	314	474	236	有収水量1m ³ 当たりの企業債残高の割合を示し、借入額が妥当かどうかを判断する指標です。
				実績値	355	363	354	345					
財務	(10) 自己資本構成比率	%	↗	計画値	75.9	75.9	75.9	75.9	○	76.0	69.5	82.1	自己資本と剰余金の合計金額の負債・資本合計額に対する割合を示します。財務の健全性を示す指標であり、値が高い方が財務的に安全と考えられます。
				実績値	77.5	78.4	79.5	80.0					
状況	(11) 流動比率	%	↗	計画値	315.5	315.5	315.5	315.5	○	315.5	381.4	441.5	短期債務に対する支払い能力を示します。流動比率が100%を下回っていれば不良債務が発生していることを示し、経営の効率化等を図る必要が生じる場合もあります。
				実績値	369.4	396.0	452.4	415.9					
施設	(12) 配水管使用効率	%	↗	計画値	12.7	12.7	12.6	12.5	△	12.0	13.3	21.3	配水量を配管延長で除して算出した値であり、1m ³ 当たりの有効利用をみる指標です。
				実績値	12.8	12.2	12.4	12.4					
効率	(13) 固定資産使用効率	万円/m ³	↗	計画値	5.9	5.8	5.8	5.7	○	5.0	7.8	8.1	固定資産の面から施設効率を計る指標で、この率が高いほど施設が効率的に使われていることを示します。反対に、この率が低い場合は過剰な設備投資である場合も考えられます。
				実績値	6.0	5.7	5.8	5.7					
生産	(14) 職員一人当たり有収水量	m ³ /人	↗	計画値	343,739	342,142	341,515	337,899	○	326,337	417,719	586,585	労働生産性の指標で、設備投資や費用に関する他の指標と合わせて総合的に判断する必要がありますが、職員数に対する売上高をみること、職員数が適正であるかの判定等ができます。なお、一般的にこの値は大きい方がよいと考えられます。
				実績値	363,075	348,768	342,519	362,904					
生産	(15) 職員一人当たり営業収益	千円/人	↗	計画値	87,802	87,411	87,265	86,368	○	83,533	91,718	108,235	労働生産性の指標で、設備投資や費用に関する他の指標と合わせて総合的に判断する必要がありますが、職員数に対する売上高をみること、職員数が適正であるかの判定等ができます。なお、一般的にこの値は大きい方がよいと考えられます。
				実績値	93,818	88,209	87,664	92,834					

経営成績と財政状況は、現在15項目中12項目で改定前の計画値を上回っています。

表 3.4 経営分析指標「経営効率化」(水道事業)

区分	項目	単位	優位向	区分	H29	H30	R01	R02	現在評価	R08目標	類似平均 (R01)	全国平均 (R01)	説明
事業内容	(1) 有収率	%	↗	策定時	95.0	95.0	95.0	95.0	△	95.0	87.4	92.4	施設の稼働状況が、どの程度収益につながっているかを示す指標。この率が低い要因として、漏水が考えられます。漏水が多いと判断される場合は、水資源の有効利用の観点から対策を講じる必要があります。
				検討案A	94.6	95.1	94.4	94.4					
	(2) 固定資産使用効率	㎡/万円	↗	策定時	5.9	5.8	5.8	5.7	○	5.0	7.8	8.1	
検討案A				6.0	5.7	5.8	5.7						
(3) 職員一人当たり有収水量	㎡/人	↗	策定時	343,739	342,142	341,515	337,899	○	326,337	417,719	586,585	年間職員一人当たり何㎡有収水量を配水したかを示す指標です。人的資源が効率的に活用されているかを示す指標であり、数値が大きいかほど職員一人当たりの生産性が高いことを示します。	
			検討案A	363,075	348,768	342,519	362,904						
料金水準及びコスト	(4) 供給単価	円	↘	策定時	251.00	251.00	251.00	251.00	○	251.00	212.34		176.52
				検討案A	251.87	245.85	249.83	250.17					
	(5) 給水原価	円	↘	策定時	235.63	238.68	238.90	241.02	○	250.95	213.94	167.92	1㎡の水を製造するのにかかる費用です。安価である方が望ましいと考えられます。
検討案A				229.80	233.01	237.95	231.54						
(6) 有収水量1㎡当たり建設改良費	円/㎡	↘	策定時	106.5	105.2	105.1	91.0	△	94.2	-	-	投資規模と有収水量との比較であり、長期安定的な水道施設整備を図っていくためには、適切な規模・効率的な経費で投資を行う必要があります。	
			検討案A	87.0	91.4	95.0	102.7						
安定	(7) 総収支比率	%	↗	策定時	107.6	106.6	106.5	105.9	○	103.0	107.8		111.4
				検討案A	111.4	107.1	107.4	106.0					
定	(8) 経常収支比率	%	↗	策定時	111.4	108.1	106.5	105.9	○	103.0	108.2	111.7	特別損益を除いた経常的な収支の関係を見る指標で、100%未満であれば経常損失が生じていることを意味し、100%以上であることが望まれます。
				検討案A	111.4	108.1	107.4	110.0					
度	(9) 営業収支比率	%	↗	策定時	100.4	98.9	98.8	98.3	○	94.9	99.6	101.2	
				検討案A	105.4	101.9	101.1	103.7					
(10) 有形固定資産減価償却率	%	↘	策定時	44.5	45.6	46.7	47.8	○	53.1	52.5	49.4	減価償却の進み具合や資産の経過年数を見る指標です。施設更新の必要性や、今後の修繕費の増減傾向を推測できるため、投資計画策定時の施設管理の効果的な運用が可能かどうかの指標に用います。	
			検討案A	44.8	45.7	46.6	46.8						
経営効率化は、現在10項目中8項目で改定前の計画値を上回っています。													

3) 経営成績の見通しと課題

(1) 水道事業

水道事業の経営成績の見通しについては、まず改定前の「尾道市水道事業ビジョン」で設定している算定条件について、今年度までの実績や現在の状況を考慮し、以下のとおり見直しました。

表 3.5 算定条件の見直し（水道事業）

	改定前の算定条件	今回の算定条件
(共通事項)		
実績・計画	H27年度：決算、H28年度：予算 H29年度以降：H28年度時点の計画値	H27年度～R2年度：決算 R3年度以降：R3年度時点の計画値
県受託管理	受託管理収益及び受託管理費を含む	受託管理収益及び受託管理費を除く
(収益的収支)		
給水収益	[用途] 家事用、業務用、その他の3つに区分 [家事用] 当時の人口ビジョンによる行政区域内人口から推定給水人口を算定し、過去10年間のデータについての時系列傾向分析 [業務用] 過去5年間のデータについての時系列傾向分析 [その他] 過去10年間のデータについての時系列傾向分析	[用途] 家事用、業務用一般、業務用大口、その他の4つに区分 [家事用] 現在の人口ビジョンによる行政区域内人口から推定給水人口を算定し、実績に基づく1日1人給水量及び供給単価で乗じたもの [業務用大口] 毎月検針分を中心に業種別実績に加えてヒアリング等で得た給水計画を加味して算定した給水量に供給単価を乗じたもの [業務用一般・その他] 実績を基本に給水量を算定し、供給単価を乗じたもの
人件費	計上対象職員数40人（全体職員数56人）	計上対象職員数37人（全体職員数52人）
維持費	年間給水量×単価	実績に基づき算定した計画値
受水費	単価改定なし 年間給水量×単価	単価の改定は行われぬものとし、実績に基づき算定した計画値
減価償却費	既存資産の償却額+新規資産の償却額 新規資産はアセット計画に基づき定額	変更なし
企業債利息	既発行済分の支払利息+新規分の支払利息 新規分の年利率は1.6%に設定	既発行済分の支払利息+新規分の支払利息 新規分の年利率は0.6%に設定
(資本的収支)		
企業債借入	毎年2.0億円	毎年2.0億円 明現配水施設建設事業は、別途6.0億円借入
国庫補助金	毎年1.0億円	実績等に基づき、毎年1.2億円 明現配水施設建設事業は、別途4.0億円計上
建設改良費	アセットマネジメントによる更新費用 (年14Km・12.3億円)	毎年12.3億円 ただし、明現配水施設建設事業の一部としてR7～R8に別途10.0億円を計上する
企業債償還金	既発行済分の元金償還金+新規分の元金償還金	変更なし

これらの条件をもとに、平成28年度から令和8年度までの経営成績の見通しを算定しました。平成28年度から令和2年度は決算による実績値、令和3年度以降は、令和3年度時点の見込値となります。

そして、算定結果を主要な指標でまとめました。水道事業については、料金回収率・当年度純利益・企業債残高・内部留保残高の4項目が経営成績の主要な指標となります。

令和3年度以降、給水人口のさらなる減少や大口需要者の使用量減少により、有収水量の減少が見込まれます。このため、料金回収率と当年度純利益については、現在の料金単価を維持した場合、給水収益の減による収益的収入の減少により、当初ビジョンの計画と比べて悪化します。料金回収率は、当初ビジョンの計画より2年早くなり、令和7年度に100%を下回ります。また、当年度純利益は、当初ビジョンの計画より3年早くなり、令和9年度にマイナスに転じます。

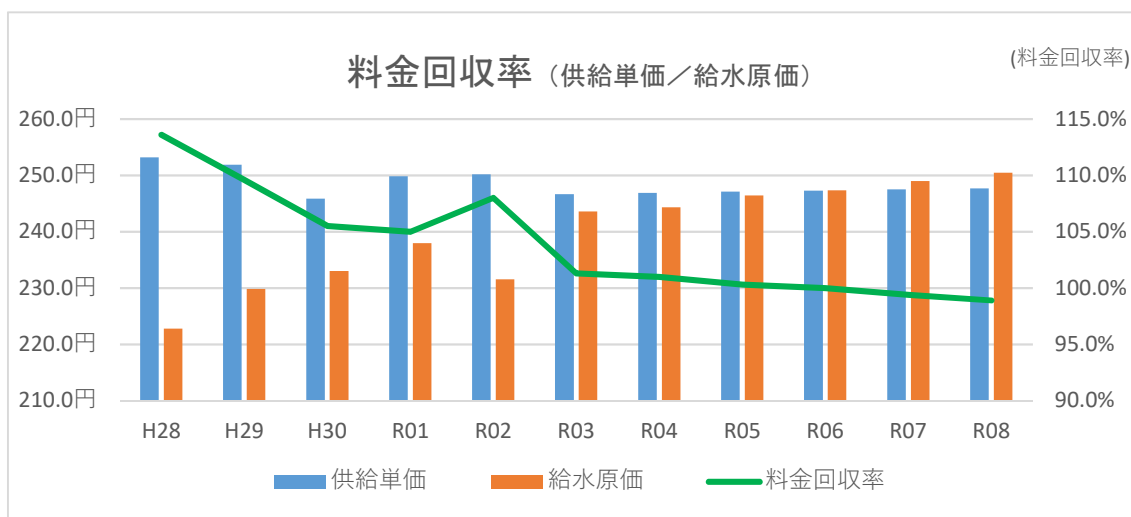


図 3.23 料金回収率 (水道事業)

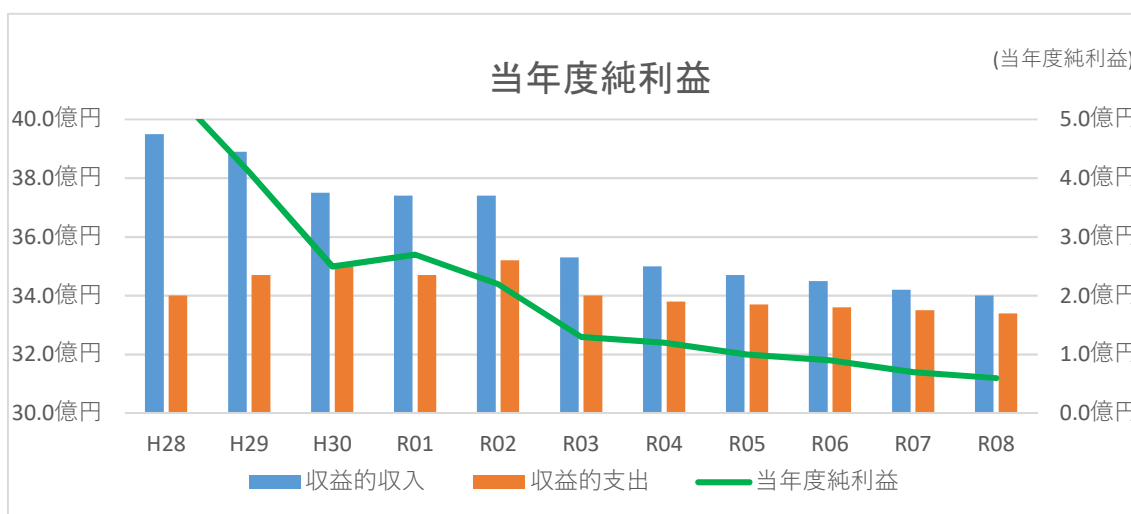


図 3.24 収益的収支 (水道事業)

企業債残高については、企業債借入額を毎年2億円の定額とした場合、企業債償還額が借入額を上回るため、令和6年度までは年々減少しますが、令和7年・8年度の明現配水施設建設事業による借入に伴い、増加に転じます。

内部留保残高については、前述のとおり料金単価の改定や企業債借入額の増額を行わない場合、現金支出が現金収入を上回る状態が続きます。その結果、令和11年度に残高がマイナスに転じる見込みです。当初ビジョンの計画より9年早くなります。

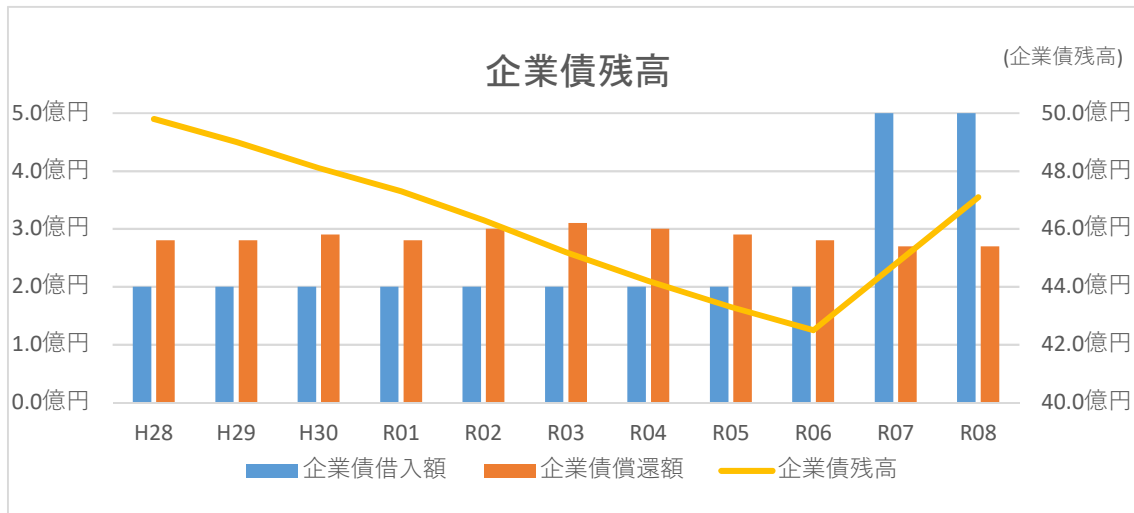


図 3.25 企業債残高 (水道事業)

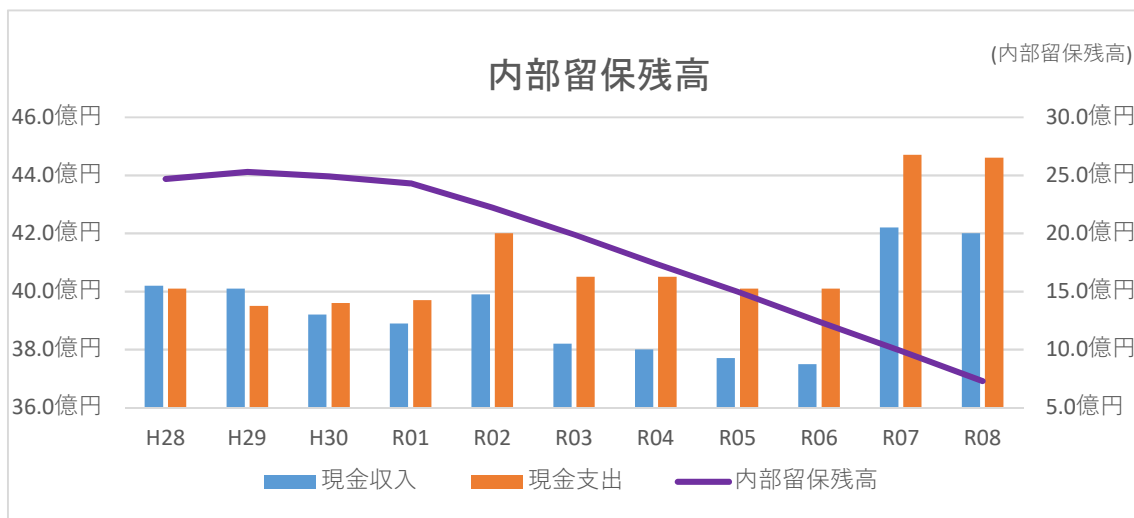


図 3.26 内部留保残高 (水道事業)

経営成績の主要な指標のうち、全ての項目が改定前と比べて悪化するため、その対応が求められます。特に新たな収入の確保や支出の抑制が課題となります。

(2) 下水道事業

下水道事業は、水道事業と異なり、地方公営企業法適用後における経営成績の見通しの策定は初めてとなります。このため、まず算定条件については、今年度までの実績や現在の状況を考慮し、公共下水道と特環下水道に分けたうえで、以下のとおり設定しました。

表 3.6 算定条件の設定（下水道事業）

	公共下水道	特環下水道
ア. 共通事項		
実績・計画	R元年度～R2年度：決算 R3年度以降：R3年度時点の計画値	同左
市基準内繰入	R3年度の総務省通知における繰入基準をもとに各年度の繰入額を算出	同左
市基準外繰入	R元年度～R2年度の決算数値を基準とし、基準内繰入だけでは不足する現金収支の補てん及び経営基盤強化の出資を目的とする繰入額を算出	同左
雨水事業	別途算定するため、対象外とする	—
受託事業	対象外とする	—
イ. 収益的収支		
下水道使用料	[用途] 一般用、業務用大口の2つに区分 [一般用] 現在の人口ビジョンによる行政区内人口から供用開始区域や開始済区域の接続率を考慮のうえ推定水洗化人口を算定し、実績に基づく1日1人排水量及び使用料単価で乗じたもの [業務用大口] 毎月検針分を中心に業種別実績に加えてヒアリング等で得た排水計画を加味して算定した排水量に使用料単価を乗じたもの	[用途] 人頭割、水量割の2つに区分 [人頭割] 同左 [水量割] 同左
人件費	計上対象職員数4人（全体職員数14人）	計上対象職員数1人（全体職員数1人）
維持費	R元年度～R2年度の決算数値を基準とし、有収水量の増減率を乗じたもの	同左
減価償却費	既存資産の償却額＋新規資産の償却額 新規資産はストックマネジメント計画等に基づく	同左
企業債利息	既発行済分の支払利息＋新規分の支払利息 新規分の年利率は0.6％に設定	同左
ウ. 資本的収支		
企業債借入	建設改良計画に伴う借入分	同左
国庫補助金	建設改良計画のうち補助事業の50％	同左
建設改良費	供用開始区域拡大に伴う工事費等 管路・施設の更新（ストックマネジメント）に伴う工事費等	管路・施設の更新（ストックマネジメント）に伴う工事費等
企業債償還金	既発行済分の元金償還金＋新規分の元金償還金	同左

これらの条件をもとに、令和元年度から令和8年度までの経営成績の見通しを算定しました。令和元年度から令和2年度は決算による実績値、令和3年度以降は、令和3年度時点の見込値となります。

そして、算定結果を主要な指標でまとめました。下水道事業については、経常収支（※1）・一般会計からの基準外繰入（※2）・企業債残高・内部留保残高の4項目が経営成績の主要な指標となります。

（※1）収益的収支から特別利益と特別損失を除いたもの

（※2）市からの繰入金で総務省が操出基準で定める一般会計が負担すべき経費に対する繰入金以外のもの

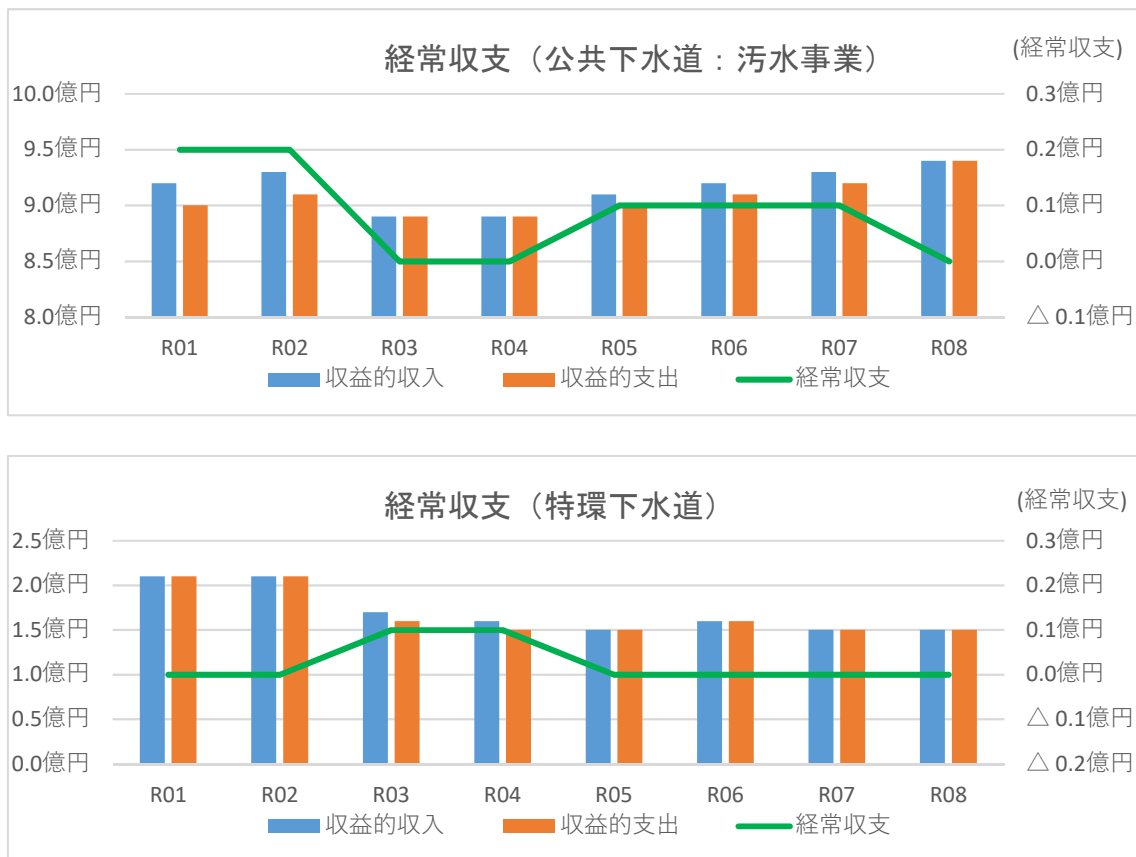


図 3.27 経常収支（下水道事業）

公共下水道については、供用開始区域の拡大による下水道使用料の増加は見込まれるものの、維持費の増加も伴うため、経常収支の増加が困難な状況となっています。このため、現在の使用料単価を維持した場合、下水道使用料と一般会計からの基準内繰入だけでは財源不足となり、一般会計からの基準外繰入に頼らざるを得ない状況が続きます。基準外繰入に頼らない財源の確保が求められるところです。

特環下水道については、収入と支出がほぼ同額となり、経常収支が〇に近づいた状態が続きます。また、一般会計からの基準外繰入は令和8年度までは必要ありませんが、老朽化する施設や管路の更新時期が迫っており、それに対する新たな財源の確保が課題となっています。

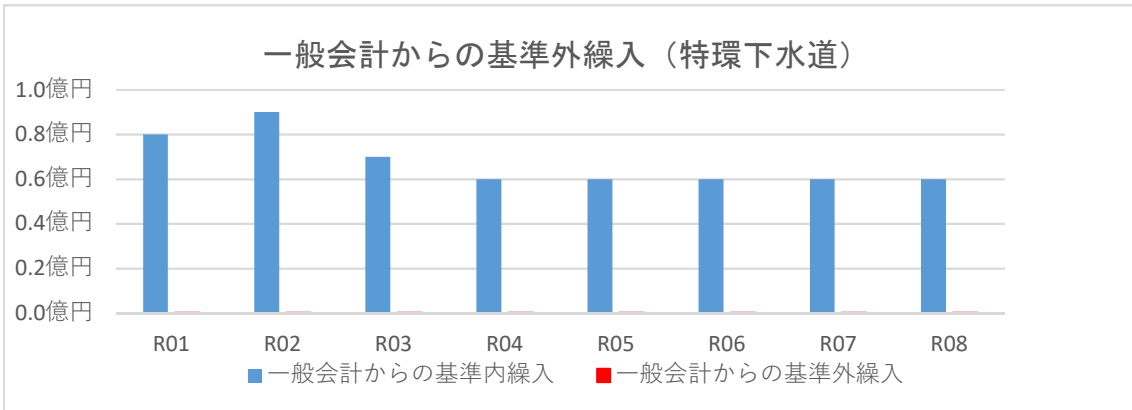
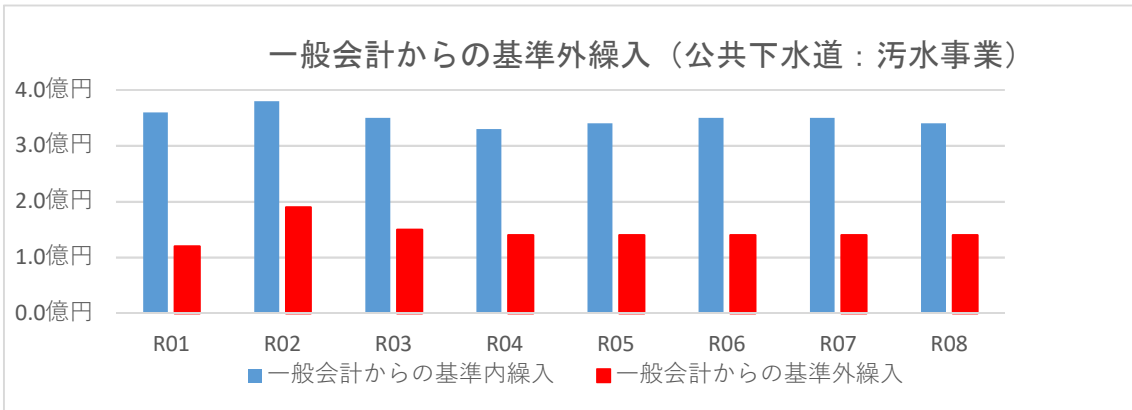
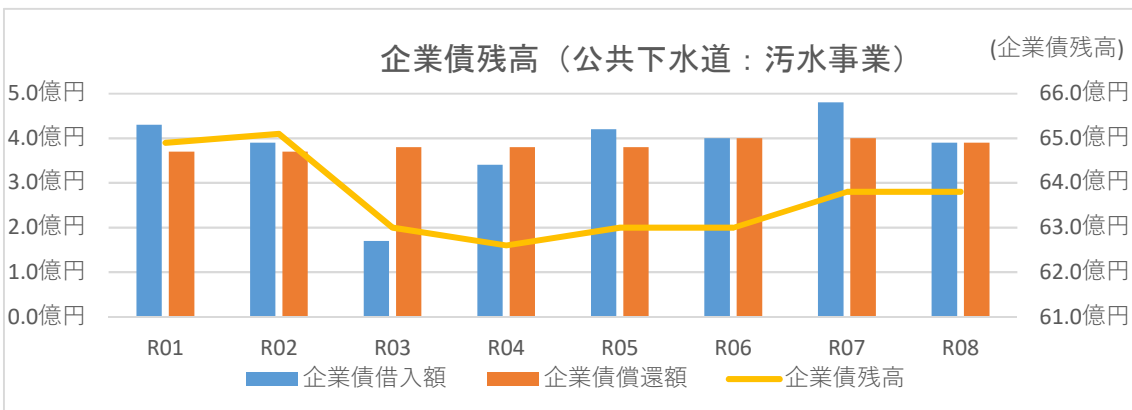


図 3.28 一般会計からの基準外繰入（下水道事業）

公共下水道の企業債残高については、令和8年度にかけて増減を繰り返しながらやや減少するものの、引き続き高い水準となっています。特環下水道についても、増減を繰り返し、令和8年度の残高は現在と比べて大きく変わりません。

公共下水道の内部留保残高については、毎年増加するものの、独立した事業として運営するうえで、さらなる残高の確保と財源となる一般会計からの基準外繰入の削減が求められます。特環下水道については、令和5年度までは残高が0ですが、令和6年度以降に増加に転じます。



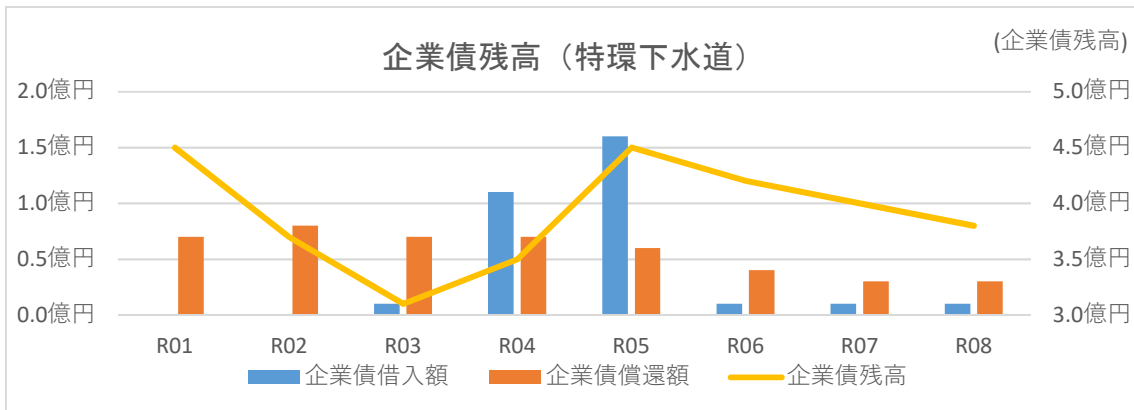


図 3.29 企業債残高（下水道事業）

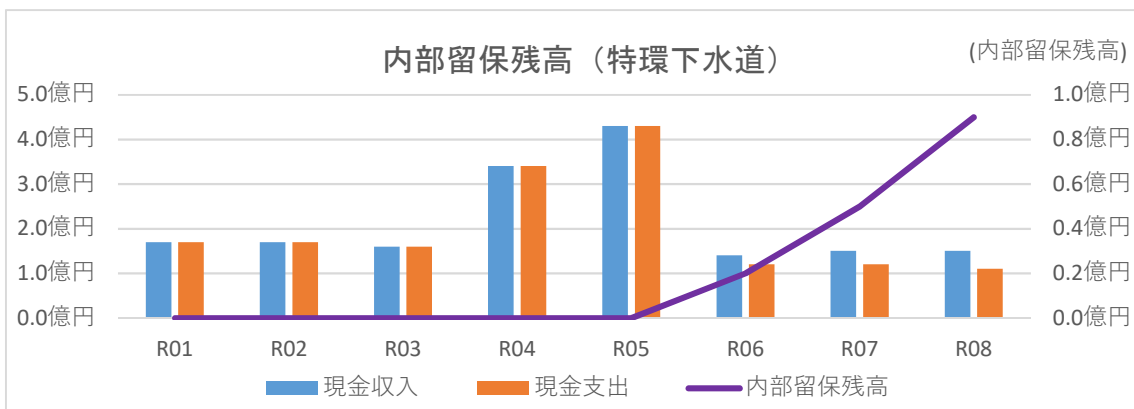
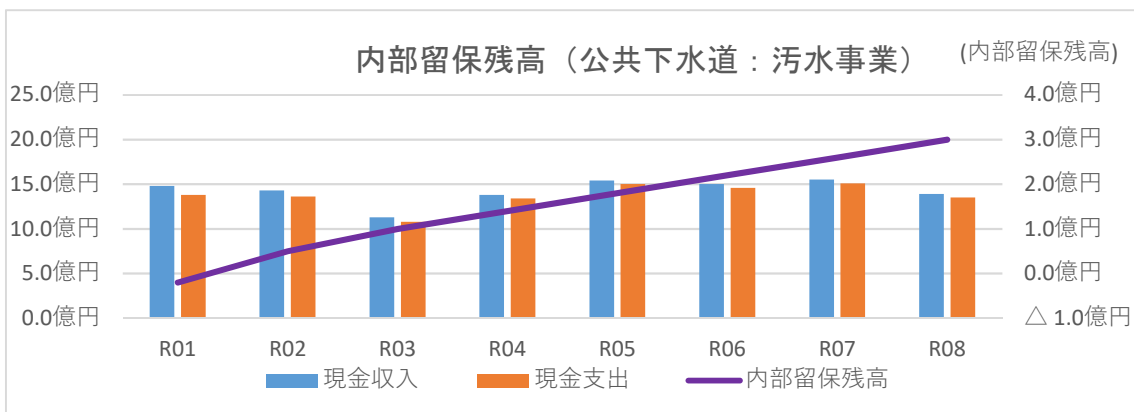


図 3.30 内部留保残高（下水道事業）

経営成績の主要な指標のうち、公共下水道の一般会計からの基準外繰入の削減が大きな課題となっています。これに頼らない財源の確保が求められ、使用料の改定が必須となっています。

3.4 経営比較分析表

経営比較分析表は、総務省により平成 26 年度から全国の各公営企業に毎年の策定と公表が義務付けられたものです。

この経営比較分析表では、経常収支比率など各種の経営及び施設の状況に関する指標を作成しており、団体の経年比較や他団体の比較により、経営の現状や課題を的確に把握することができます。

[総務省資料（抜粋）]

1. 経営比較分析表のねらい

各公営企業においては、経営比較分析表を活用することにより、当該団体の経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

また、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を進めるうえで有益な情報が得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明等に活用することが期待されます。

2. 対象事業

- (1) 水道事業
- (2) 下水道事業 ほか

3. 経営比較分析表の特長

- (1) 各公営企業の基本データを表示（普及率、給水人口、料金等）
- (2) 経営の健全性・効率性及び老朽化の状況を示す 11 指標の経年変化・類似団体比較をグラフ・表を用いて分かりやすく表示
- (3) 各公営企業が現状やその背景等について分析したコメントを掲載

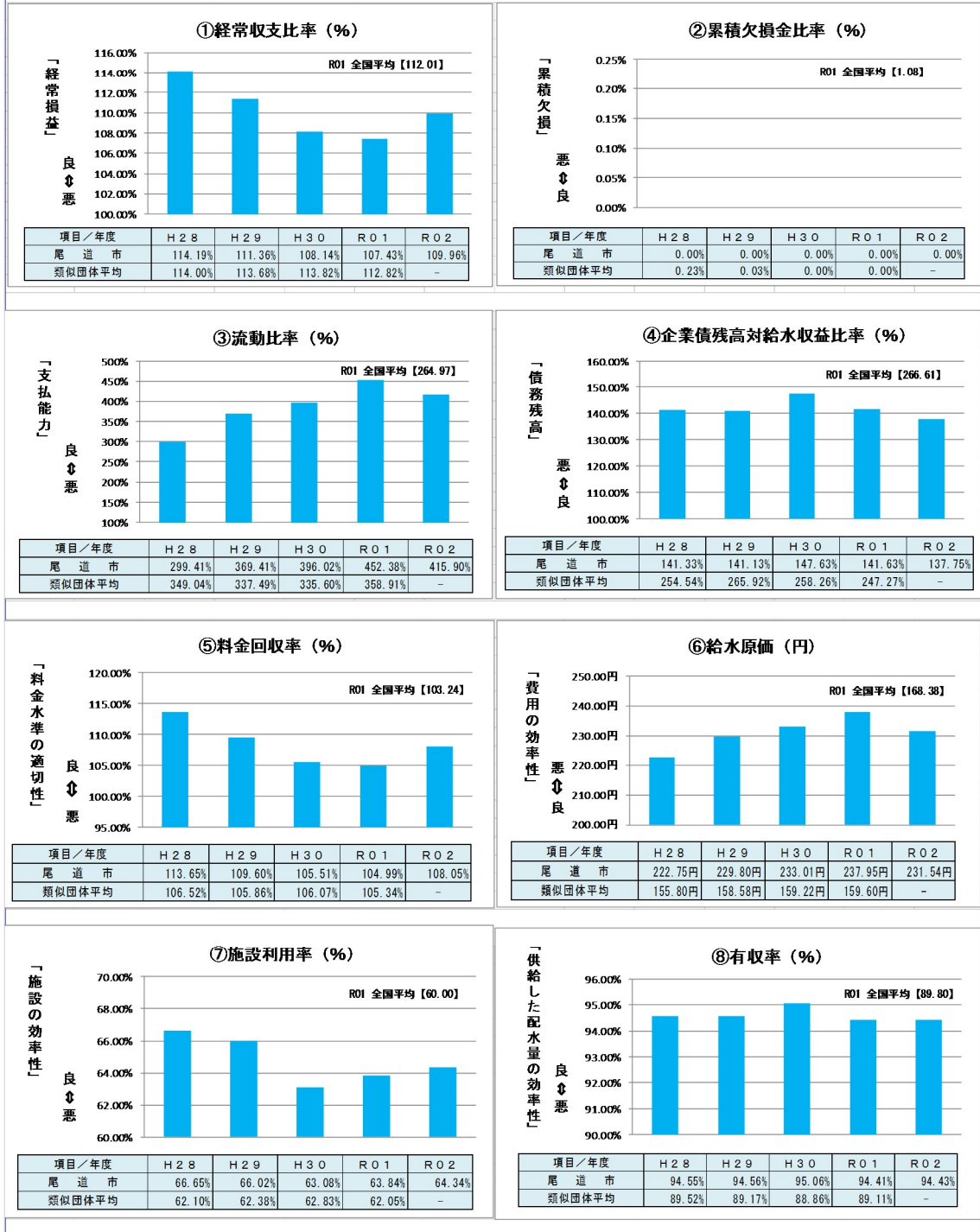
4. 期待される効果

- (1) 各公営企業が自らの経営の現状や課題等を客観的に把握することが可能
- (2) 各公営企業の現状や課題等が議会や住民に明らかになり、公営企業の経営状況の「見える化」が進展

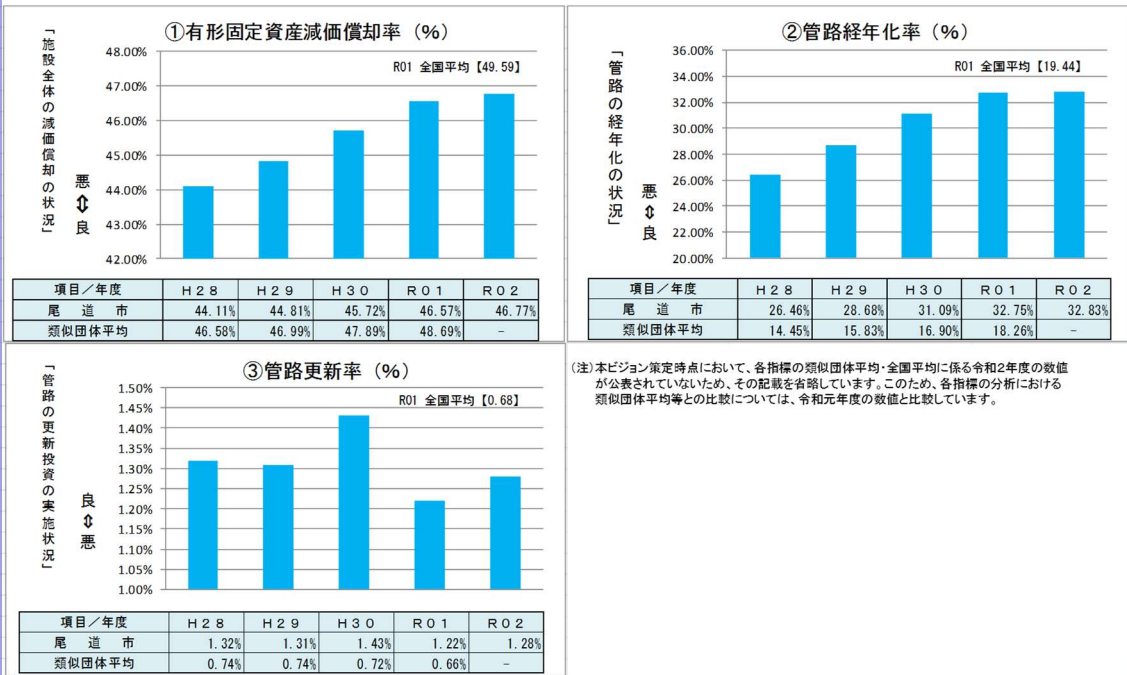
尾道市水道事業 経営比較分析表 (令和2年度決算)

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	水道事業	末端給水事業	A 3	133,549	285.11	468.41
資金不足比率(%)	自己資本比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
—	79.95	93.40	4,169	124,735	123.03	1,013.86

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

本市では、90%以上を県受水に依存しているためコストが割高となり、⑥給水原価が類似団体・全国平均を大きく上回り、厳しい業務運営を求められる。しかしながら、経常費用の削減などにより⑤料金回収率、①経常収支比率ともに増加し、100%超を維持するとともに、②累積欠損金比率は0%となっており、健全な経営状況にある。④企業債残高対給水収益比率については、類似団体・全国平均を大きく下回り、③流動比率についても高い割合で推移しているため、債務残高が少なく、支払能力を十分確保できている。また、⑦施設利用率及び⑧有収率についても、年度別の比較において安定しているとともに、類似団体・全国平均を大きく上回っており、施設の利用状況や適正規模が良好であり、収益に反映されていることが認められる。今後も良好な指標の数値を維持しつつ、さらなる経常収支比率の向上を目指し、現在より健全性・効率性に優れた事業運営に努める。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率、②管路経年化率及び③管路更新率をそれぞれ類似団体・全国平均と比較したところ、①はやや下回っているものの、②は大幅に上回っている。これは、昭和40年代から50年代初頭にかけて整備した管路が近年更新時期を迎えているため、管路を中心とした資産全体の老朽化が年々大きく進んでいることを示している。また、③においても上回っているものの、年度別で比較すると更新ペースがやや落ち込んでいる。そのため、アセットマネジメントによる管路更新計画に基づき長期的な視点から適正に施工することにより事業費を平準化し、③管路更新率の安定化と高率化を図るとともに①及び②の低減化に努める。

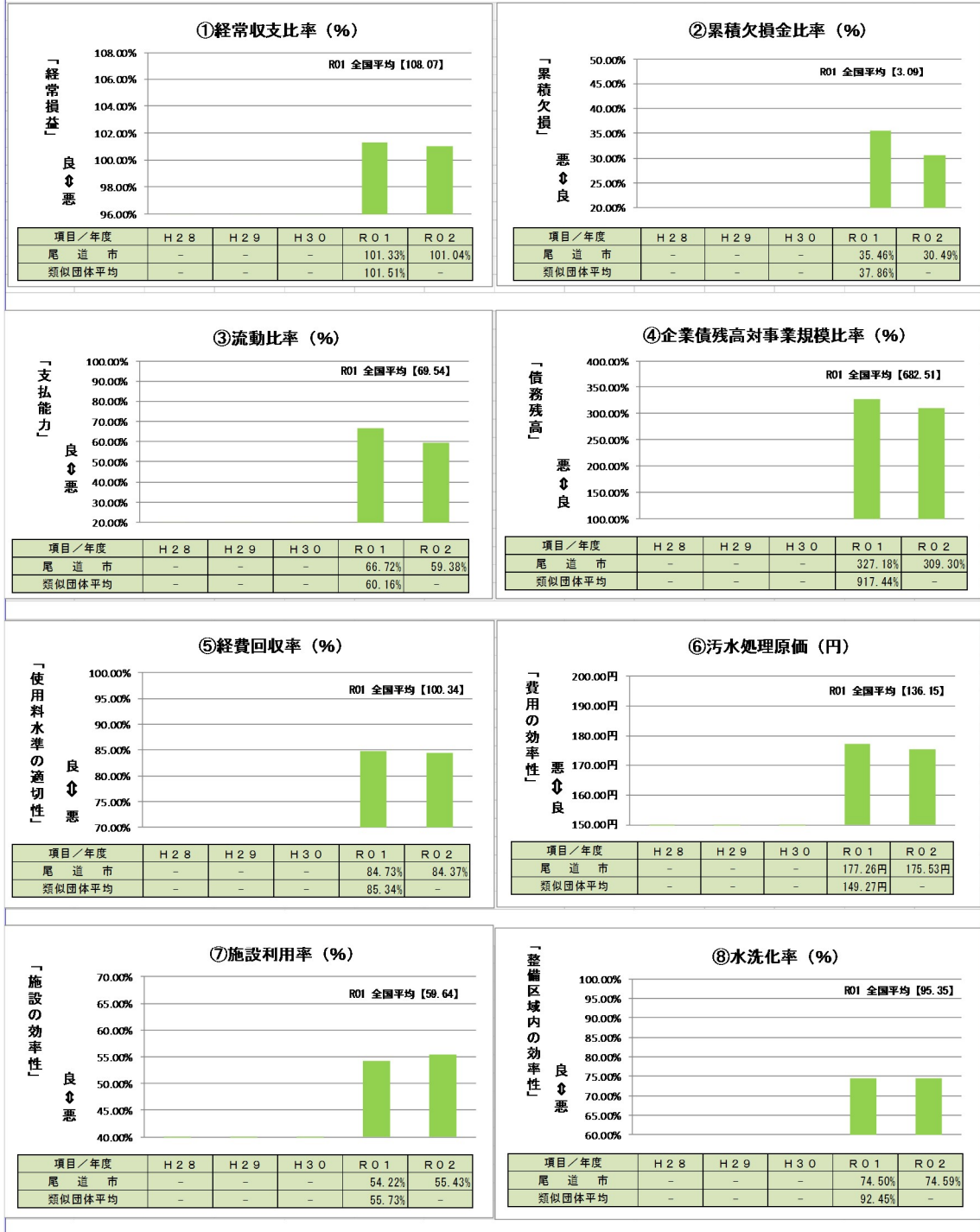
3. 全体総括

分析の結果、年度別・類似団体・全国平均と比較した場合、一部に劣っている項目が見受けられるものの、全体としては健全な経営状況が維持されているものとする。しかしながら、今後については、人口減少や水需要の減少傾向が予想され、収益の大きな増加を期待することは難しい状況にある。また、老朽化した配水施設や管路の更新、耐震化対策など、既存設備の更新整備等に多額の投資が必要となり、更なる経費の節減や経営改善に向けた取り組みが必要となる。

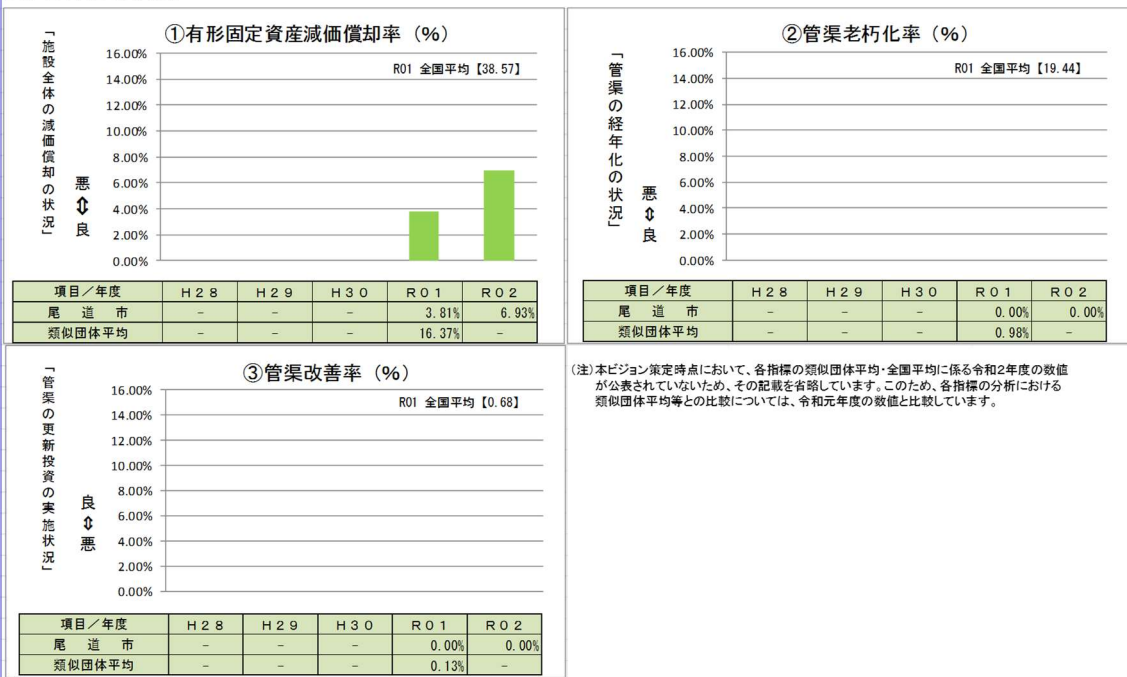
尾道市公共下水道事業 経営比較分析表 (令和2年度決算)

業務名	業種名	事業名	類似団体系分	人口(人)	面積(km)	人口密度(人/km)
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	133,549	285.11	468.41
自己資本比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km)	処理区域内人口密度(人/km)
57.99	15.26	96.78	2,640	20,380	3.57	5,708.68

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

本市の公共下水道事業は、地理的要因により面整備拡大のためのコストが割高となり、有収水量も過少のため、⑥汚水処理原価が類似団体・全国平均を上回り、低い普及率での厳しい業務運営を求められる。また、平成元年度の供用開始時から使用料改定を行っていないため使用料単価が低く、⑤経費回収率も100%を大幅に下回っている。このため、一般会計からの基準外繰入に依存することにより①経常収支比率を100%以上に維持し、②累積欠損金比率の減少に努めている。③流動比率は100%を下回っているが、一般会計の負担が見込まれる企業債償還額の割合が多いことなどが要因であり、今後1年以内の資金運用に問題はない。④企業債残高対事業規模比率が低いのは、一般会計からの繰入による負担が見込まれるためであり、現在も企業債残高は多い。⑦施設利用率は、現在ほぼ適正であり、今後についても面整備拡大などによる率の向上が期待できる。⑧水洗化率はまだ低いものの、重点課題と認識のうえ積極的な推進活動を行い、率の向上に努める。

2. 老朽化の状況について

法適用に伴い令和元年度から資産の減価償却を開始したため、経理上の減価償却累計額が少なく、①有形固定資産減価償却率は類似団体・全国平均と比較して大幅に低い。また、実際の施設においても大幅な老朽化は見受けられず、②管渠老朽化率や③管渠改善率は0%となっている。

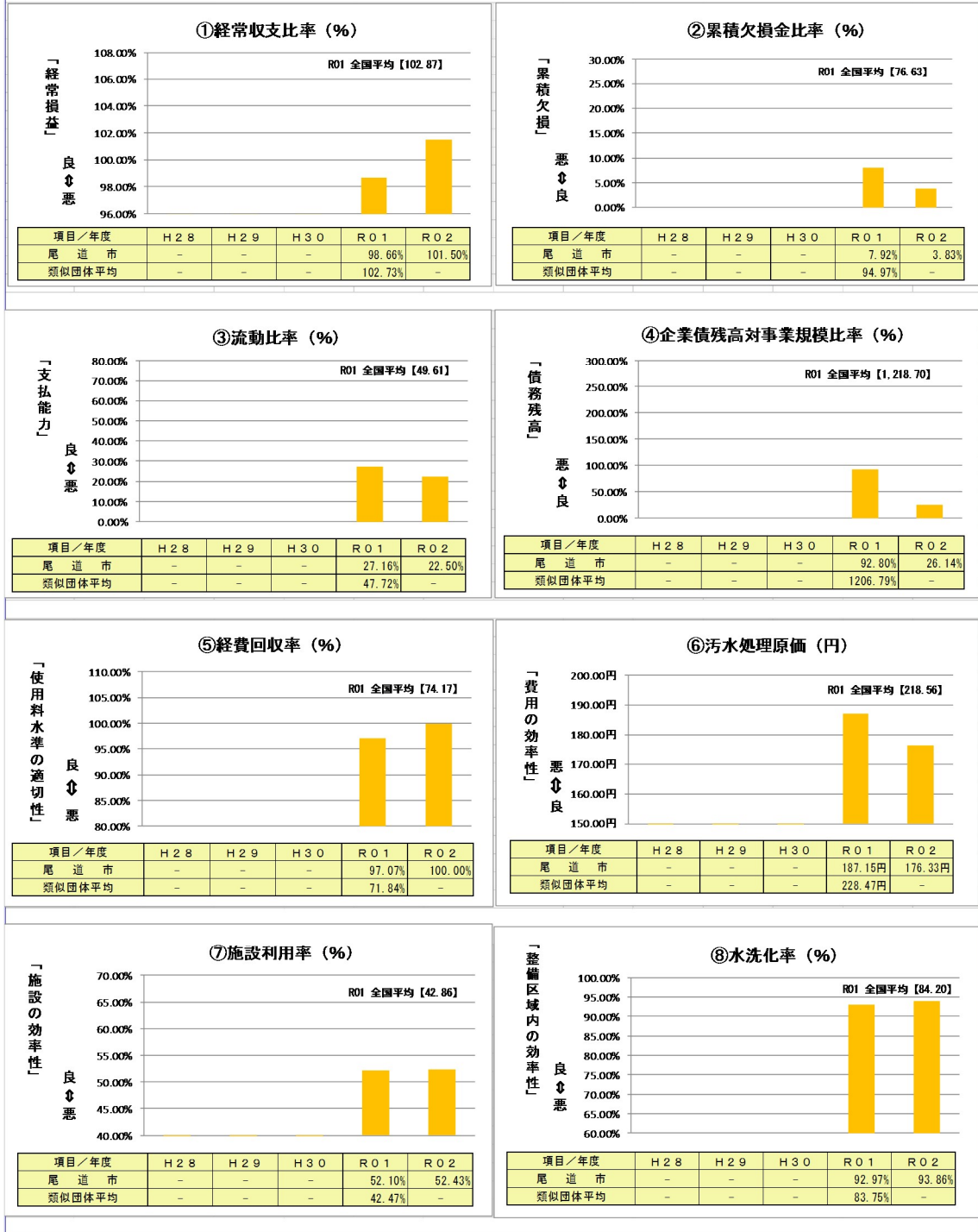
3. 全体総括

令和元年度から地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行することで、経営状況を的確に把握し、将来にわたり持続可能な事業運営の構築を進めている。経営健全化の対策として、一般会計からの基準外繰入に頼らない方法で収入の確保を行い、経常収支の増加や企業債残高の減少を目指している。このため、計画区域の面整備の拡大と整備済区域の水洗化率の向上を推進するとともに、供用開始時から行っていない使用料改定についても検討を行い、下水道使用料の更なる増加と安定した財源の確保に努める。また、将来的な施設の更新時期に備え、ストックマネジメントによる施設更新計画を策定し、企業債残高に留意のうえ、長期的な視点からの適正な更新に努める。

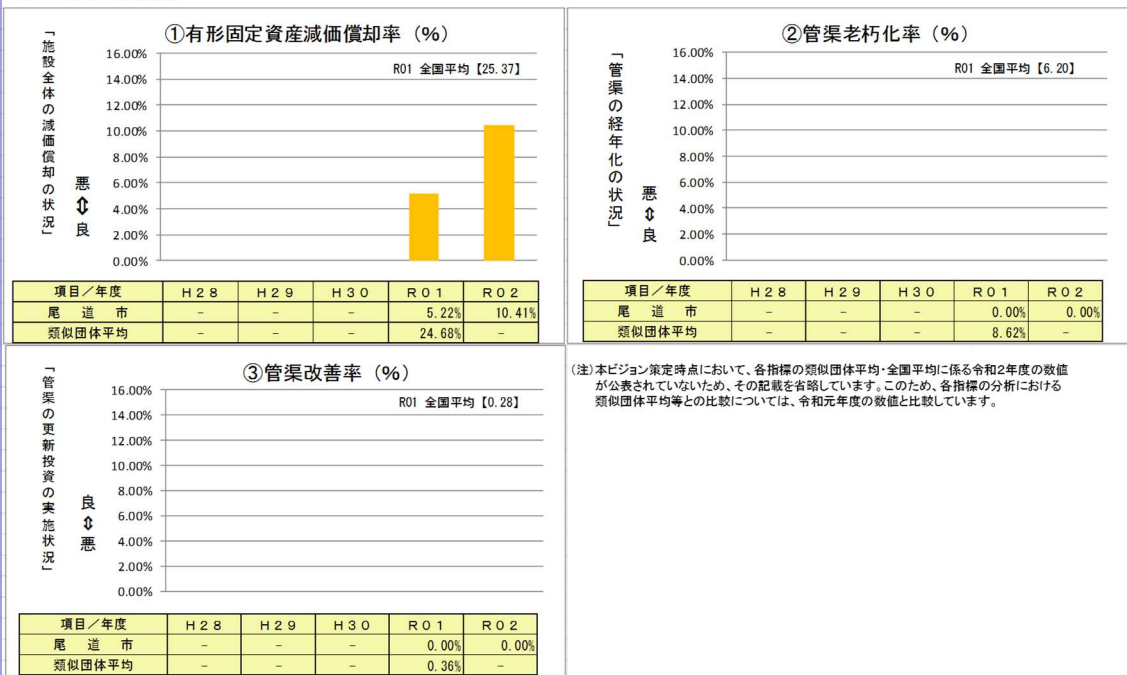
尾道市特環下水道事業 経営比較分析表 (令和2年度決算)

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	133,549	285.11	468.41
自己資本比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
84.07	2.61	100.00	3,300	3,483	1.33	2,618.80

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

本市の特定環境保全公共下水道事業は、⑥汚水処理原価が類似団体・全国平均を下回り、適正なコストでの業務運営を行っている。また、平成5年度の供用開始時から使用料改定を行っていないものの、使用料単価の設定がコストに見合っているため⑤経費回収率は100%になっている。また、一般会計からの基準外繰入に依存することなく①経常収支比率100%以上を維持するとともに、②累積欠損金比率の削減に努めている。③流動比率は100%を下回っているが、一般会計の負担が見込まれる企業債償還額の割合が多いことなどが要因であり、今後1年以内の資金運用に問題はない。④企業債残高対事業規模比率が低いのは、一般会計からの繰入による負担が見込まれるとともに、企業債残高が減少しているためである。⑦施設利用率は良好であり、適正な規模で施設が運営されていることを示している。⑧水洗化率は良好であり、引き続き普及促進に努め使用料収入の維持を図る。

2. 老朽化の状況について

法適用に伴い令和元年度から資産の減価償却を開始したため、経理上の減価償却累計額が少なく、①有形固定資産減価償却率は類似団体・全国平均と比較して大幅に低い。また、実際の施設においても大幅な老朽化は見受けられず、②管渠老朽化率や③管渠改善率は0%となっている。

3. 全体総括

令和元年度から地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行することで、経営状況を的確に把握し、将来にわたり持続可能な事業運営の構築を進めている。現在、供用開始区域の拡大はほぼ終了し、事業の運営は下水道使用料と一般会計からの基準内繰入を主な財源として、維持管理を中心に行っている。経営の指標については、類似団体・全国平均と比較しても良好な指標が多く、健全な状況にある。今後は引き続き維持管理費の抑制に努めるとともに、将来的な施設の更新時期に備え、ストックマネジメントによる施設更新計画を策定し、企業債残高に留意のうえ、長期的な視点からの適正な更新に努める。

